

平成28年度

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

公募要領

平成28年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

目次

1 事業概要

1-1	趣旨	5
1-2	事業内容	7
(1)	補助金名	7
(2)	事業規模	7
(3)	補助対象事業者	7
(4)	補助対象事業	7
(5)	対象建築物	8
(6)	補助対象設備	9
(7)	補助率及び補助金額の上限	9
(8)	事業スキーム	9
(9)	事業期間	9
(10)	連携事業との補助対象建築物の違い	10
(11)	事業スケジュール	11

2 実施方法

2-1	事業の公募	13
2-2	交付申請	13
(1)	申請者の区分と留意事項	13
(2)	ESCOの取り扱い	14
(3)	リースの取り扱い	14
(4)	割賦販売の取り扱い	14
2-3	補助対象	15
(1)	補助対象経費区分	15
(2)	補助対象範囲	16

3 交付申請～採択

3-1	ヒアリング	19
3-2	審査項目	19
3-3	審査方法	19
3-4	補助事業者の選定	19
3-5	交付の決定	20

目次

4 事業開始～完了

4-1	補助事業の開始	22
4-2	補助事業の計画変更	22
4-3	省エネルギー性能評価の認証取得	23
4-4	補助事業の完了	23
4-5	報告及び額の確定	23
4-6	確定検査	23
4-7	補助金の支払い	24
4-8	取得財産の管理等	24
4-9	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	24
4-10	実施状況の報告	24
4-11	「ZEB実現に向けたZEB設計ガイドライン作成」 のための情報開示	25
4-12	事業の広報	25

5 計算方法

5-1	エネルギー計算の考え方	27
5-2	非住宅建築物のエネルギー計算	29
5-3	賃貸集合住宅のエネルギー計算	31

6 公募期間及び申請方法

6-1	申請方法	34
(1)	申請の流れ	34
(2)	公募期間	35
6-2	申請書類ファイル体裁	35
6-3	申請書類 提出先及び問い合わせ先	35
6-4	申請書類リスト	36

7 申請書および添付書類の記入例

申請書及び添付書類の記入例	...37-69
---------------	----------

8 参考資料

8-1	ZEBの実現に資する省エネ技術	71
8-2	ZEB構成要素の例	72
8-3	BEMS	73
(1)	補助対象設備	73
(2)	BEMSの事例	73
(3)	システム制御技術	74

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「建築物については、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す」とする政策目標が示されている。

ZEBの実現・普及は、我が国のエネルギー需給の抜本的改善の切り札となる等、極めて社会的便益が高いものであり、エネルギー基本計画等の目標の確実な達成が求められている状況にある。

国(経済産業省)では、ZEBの現状と課題、並びにそれに対する対応の方向性の検証・検討を実施し、平成27年12月に「ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ※」を公表した。

このとりまとめ書において、ZEBの実現・普及に向けては、建物用途や規模、地域等による技術や設計手法、コスト・便益に関する情報を集約・蓄積し、ZEB設計ガイドラインとして整理・更新することで広くノウハウを共有することが課題とされた。

本事業は、この課題を実現させるべく、ZEB設計ガイドライン策定に求められるZEB実証事業を公募し、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入に係る情報の提供に同意する事業者に対し、その費用の一部を補助するものである。

※ ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ

<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151217002/20151217002-1.pdf>

※ 「ZEBロードマップとりまとめ」概要

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeb_report/pdf/report_160212_ja.pdf

<ご参考>ZEBの定義

平成27年12月に公表された「ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ」(経済産業省 資源エネルギー庁)により、ZEBについて以下の定義が示された。

【ZEBとは(定性的な定義)】

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法(パッシブ手法)を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEBの実現・普及に向けて、以下のとおりZEBを定義する。

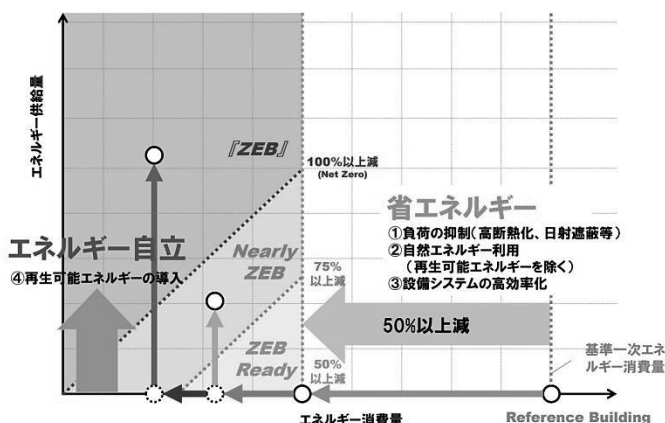
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

【ZEBの判断基準(定量的な定義)】

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とする。

名称	基準値からの削減率		創エネの形態	計算方法
	創エネ除く	創エネ含む		
『ZEB』	50%以上 かつ	100%以上	自家消費分に加え 売電分も対象 (設置場所は敷地内)	「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)またはこれと同等の方法による計算で、「その他負荷」を除き設計時で評価する
Nearly ZEB		75%～100%未満		
ZEB Ready		50%～75%未満		

なお、「ZEB」はNearly ZEB、ZEB Readyを含めた広い概念を表すものとし、Nearly ZEB、ZEB Readyを含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『ZEB』と表現する。



(出所) ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ
(経済産業省 資源エネルギー庁)

※上記はZEBロードマップにおけるZEBの定義であり、本事業の要件ではありません。
本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

本事業では、『ZEB』, Nearly ZEB, ZEB Readyを含めた「広義のZEB」をZEBと示す。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

(2) 事業規模

約40億円(予定)

(3) 補助対象事業者

建築主等(所有者)、ESCO(シェアードセービングス)事業者※、リース事業者等※

※ESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、建築主等との共同申請とする。

(4) 補助対象事業

ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等を導入する既築、新築、増築及び改築の建築物に対し、その経費の一部を補助する。(P.15参照) ただし、以下の交付要件を満たすこと。

■ 交付要件

- ① 日本国内で事業を営んでいる個人もしくは法人等で、当該システム・機器を国内の建築物に導入すること。
- ② ZEB設計ガイドラインを作成するための設計データを開示できること。(P.25参照)
- ③ 建物全体の一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。(P.27参照)
エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等※¹、H28年基準※²またはH25年基準※³による計算とする。
- ④ 非住宅建築物の外皮性能は用途及び地域に応じたPAL*の基準を満足すること。(P.29参照)
賃貸集合住宅の各住戸部分の外皮性能は地域区分ごとに定められた強化外皮基準以上であること。
(P.31参照)
外皮性能計算は建築物エネルギー消費性能基準等※¹、H28年基準※²またはH25年基準※³による計算とする。
- ⑤ 計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置を含むBEMS装置を導入すること。
- ⑥ 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔、ポンプ等)、照明・コンセント等の計量区分ごとにエネルギーの計測・計量を行い、データを収集・分析・評価し、継続して省エネルギーに関する報告及び改善が可能なエネルギー管理体制を整備すること。
- ⑦ 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による『ZEB』、*Nearly ZEB*、*ZEB Ready*いずれかの省エネルギー性能評価の認証を、原則として事業完了までに受けること。(P.23参照)
- ⑧ 補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、建築物省エネ法という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(建築物エネルギー消費性能基準等)

※2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、省エネ法という)に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの)」(H28年基準)

※3 平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号 附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(H25年基準)

(5) 対象建築物

補助対象建築物は以下の採択枠一覧表の建物用途について建物規模、地域区分ごとに採択枠を設けて公募を行う。
ただし、地方公共団体(地公体)の建築物(地方独立行政法人、公営企業を含む)は対象外とする。

採択枠一覧表・1

建物用途区分			延床面積・地域区分別															
用途		用途説明	延床面積2,000㎡以上								延床面積10,000㎡以上							
			地域区分															
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
事務所等		事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル等		ホテル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		旅館																
病院等		病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		老人ホーム																
		福祉ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
百貨店等		百貨店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校等		小学校																
		中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		義務教育学校																
		高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大学																
		高等専門学校																
		専修学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		各種学校																
集会所等		図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		博物館																
		体育館等※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

採択枠一覧表・2

建物用途区分		延床面積・地域区分別																							
用途	用途説明	延床面積2,000㎡未満								延床面積2,000㎡以上								延床面積10,000㎡以上							
		地域区分																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
住宅	賃貸集合住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・延床面積は、建築確認申請の値とする。
- ・申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- ・複合建築物はSIIに相談すること。

※ 体育館等とは公益性のある体育館、公会堂、集会場に限る。

対象外建築物の例

工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等
住宅	戸建住宅、分譲マンション、別荘等
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー等

(6) 補助対象設備

ZEB実現に寄与する 高性能建材、空調、換気、照明、給湯、BEMS装置等 で構成するシステム・機器。

※ 補助対象経費とその範囲はP.15～17参照

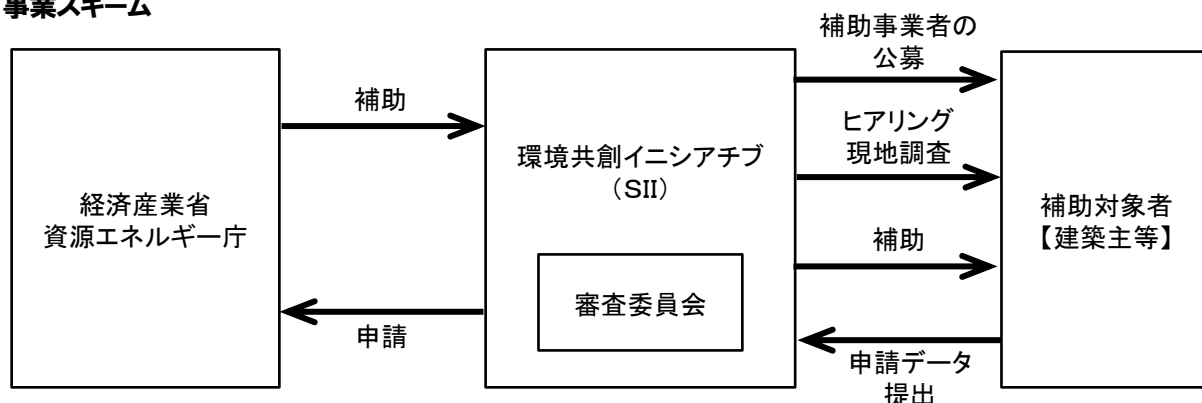
(7) 補助率及び補助金額の上限

補 助 率 : 補助対象経費の2/3以内とする

※補助金額は補助対象経費区分ごとに、小数点以下(1円未満)を切り捨てとする。

補助金額の上限 : 10億円/年

(8) 事業スキーム



(9) 事業期間

原則単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)

ただし、事業工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、最長3年間までを補助対象期間とする。

公募期間：平成28年4月11日(月)～平成28年5月23日(月)17:00必着

事業期間：交付決定日(平成28年6月下旬)～平成29年1月31日(火)迄

※ 本公募において公募予算に達しなかった場合、以下の予定で本公募終了後に追加公募を行う場合がある。

- 2次公募(予定)
公募期間：平成28年5月下旬～平成28年6月下旬
事業期間：交付決定日(平成28年8月上旬)～平成29年1月31日(火)迄
- 3次公募(予定)
公募期間：平成28年6月下旬～平成28年7月下旬
事業期間：交付決定日(平成28年9月上旬)～平成29年1月31日(火)迄

複数年度事業についての注意事項

- ※ **本年度の交付決定は、翌年度以後の交付決定を保証するものではない。**
- ※ 各年度において補助対象経費が発生すること。
- ※ 翌年度以後において公募予算額を超える場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。
- ※ 途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還を求めるので注意すること。
- ※ 複数年度事業の本年度における事業期間は、交付決定日～平成29年2月28日(火)迄とする。
ただし、最終年度の事業期間は当該年度の1月31日迄とする。

(10) 連携事業との補助対象建築物の違い

本事業は環境省が実施する「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用ビル等における省CO2促進事業) ※」との連携事業であり、以下に示される建築物は環境省の補助対象事業となる為、本事業には申請できない。

本事業で補助対象とならない建築物

- 地方公共団体(地公体)の建築物(地方独立行政法人、公営企業を含む)
- 業務用建築物(延床面積2,000㎡未満)
- 複合ビル(地公体と民間で同一建築物を区分所有する場合など)のうち、環境省が実施する事業の対象要件(地公体又は2,000㎡未満)を全て満たした建築物。

※ 事業の詳細については、当該事業の執行団体に問い合わせること。

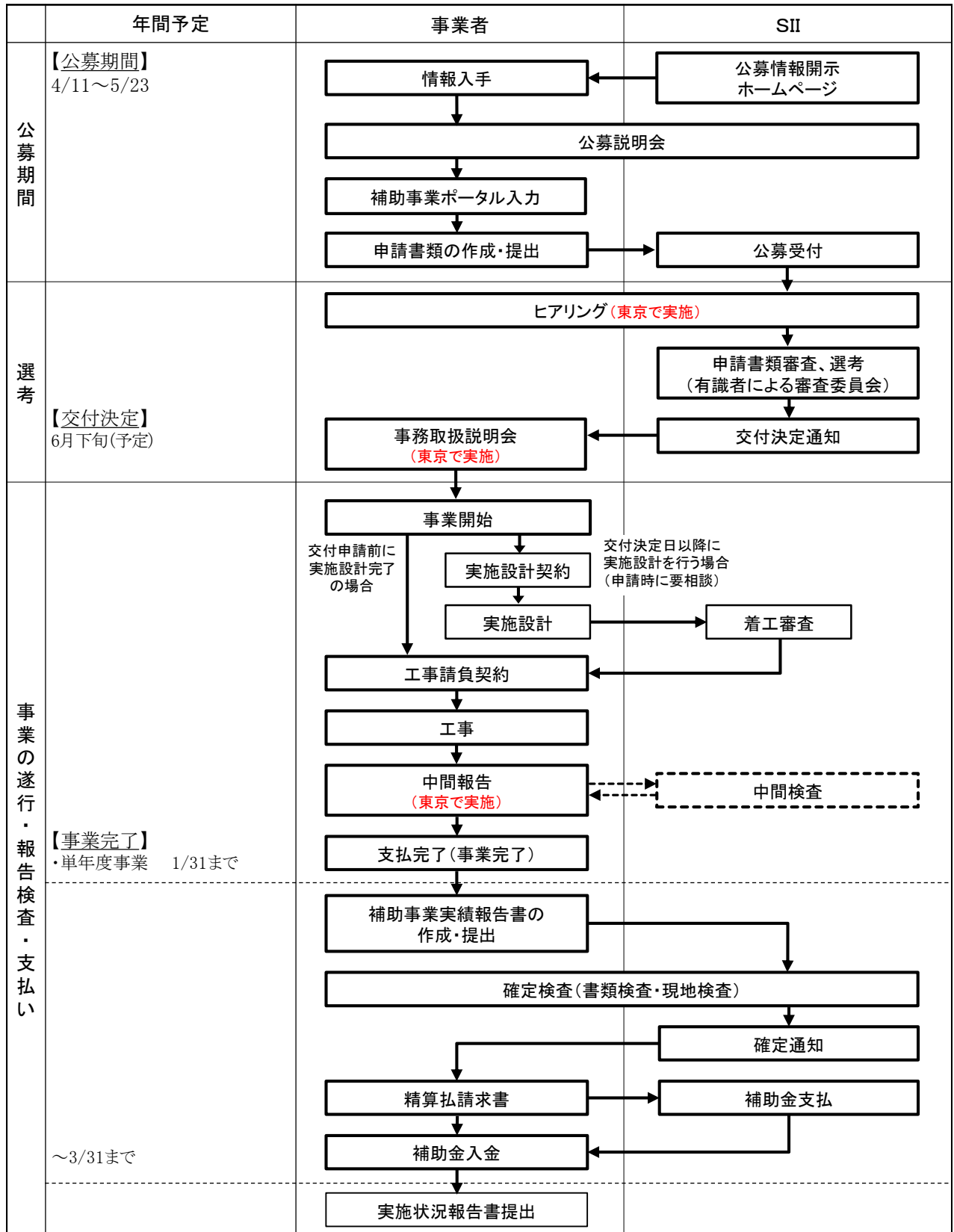
これまで、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業においては、以下のとおり、補助金の申請情報や補助金交付後の建築物運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表しています。また、ZEB実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も合わせて公表しています。

◆「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業 調査研究発表会 2015」

<https://sii.or.jp/zeb26r/conference.html>

本事業において得られた情報も、同様に調査、分析し、その分析結果を広く公開するとともに、ZEBの更なる普及策の検討に活用することを予定しております。

(11) 事業スケジュール



2. 実施方法

2 実施方法

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)に基づき、次の手順で実施する。

2-1 事業の公募

SIIは、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)に対しホームページ等で情報を開示し、一般公募を行う。補助事業の申込みに必要な事項については、公募説明会を開催し、必要に応じて説明を行う。

2-2 交付申請

(1) 申請者の区分と留意事項

区 分	留 意 事 項	備 考
建築主等	- 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。 - 設備所有者と建物所有者が異なる場合は、申請時に建物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。 - 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。	既築の場合は、登記簿にて所有権を確認できること。 新築の場合は、確定検査時に、登記を確認する。
ESCO事業者 (共同申請者)	- シェアードセービングス事業者とし、上記建築主等との共同申請とする。 - ESCOサービス料金から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示する。 - 補助対象設備については、法定耐用年数(複数設備導入の場合は最長のものを採用)の期間使用することを前提としたものとする。	建築主等とESCO事業者またはリース事業者による事業等による複数(2事業以下)の事業を組み合わせた一括申請を認める。
リース事業者等 (割賦販売事業者を含む) (共同申請者)	- リース等を活用する場合は、上記申請者に加え共同申請とする。 - リース料金等から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示する。 - リース等の契約期間は、導入設備を法定耐用年数(複数の場合は最長のもの)の期間使用することを前提としたものとする。	

- 公的資金の交付先として、社会通念上、適切と認められない申請者及び、別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。
また、誓約事項に違反した場合、交付決定の全部もしくは一部を取り消すものとする。
- 申請者は経済産業省からの補助金停止措置または、指名停止措置が講じられてないこと。
- 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談する。)
- シェアードセービングスESCO事業者に建設役割等を担うものが含まれていて、交付決定日前に建築主等から事業者として指名されている等の場合に、当該建設役割等を担うものも補助金の交付申請を行ったものとして取り扱い、利益排除を行う場合等がある。

(2) ESCOの取り扱い

① 保証エネルギー削減量・ペナルティ

ESCO契約において、契約書には保証エネルギー削減量(GJ/年)が明記されていること。

ESCO導入後のエネルギー消費量(その他負荷を除く)の実績が申請に用いた年間一次エネルギー消費量(その他負荷を除く)以下になることを保証する。また、上記条件が未達の場合の明確なペナルティ条項が無いESCO契約は認めない。

② ESCOサービス料金

ESCOサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

③ サービス期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とする。なお、ESCO事業者が保有する設備を契約終了後に建築主等に譲渡する契約も認める。この場合、建築主等は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(3) リースの取り扱い

① リース料金

リース料金から補助金相当分が減額されていること。

② リース期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とする。なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に建築主等に譲渡する契約も認める。この場合、建築主等は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(4) 割賦販売の取り扱い

① 割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

② 所有権

割賦期間が終了した際は、速やかに建築主等に所有権移転が行われる契約内容とする。

なお、建築主等は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

- 補助金相当額が減額されていることを証明する書類として、ESCOサービス料金やリース料金計算書、割賦料金の計算書(内訳書)の月額料の算定根拠により、補助金相当額から利益を得ていないか証明する。
内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料等の金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成すること。
- ESCO、リース、割賦販売の場合は、工事請負業者に対する、工事費の金額支払い完了をもって事業完了とする。

2-3 補助対象

(1) 補助対象経費区分

以下の区分ごとに経費を算出する。

設 計 費	補助事業に必要な建築設計、設備設計、省エネルギー計算等の実施設計費、建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証(ZEB Ready以上)を受ける為に必要な費用
設 備 費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・建築材料・計測装置等の購入、製造(改修を含む)等に要する経費 (ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)
工 事 費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費

※消費税は補助対象外とする。

① 補助対象経費の算定等

当該システム導入に係る経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を参考として算定されているものとする。

② 実施設計費を補助対象とする場合

本事業で実施設計費を補助対象にする場合、以下のとおりとする。

- 交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象外とする。
- 実施設計後の一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。
- 交付決定日以降に契約を行った実施設計はSIIにて審査(着工審査)し、申請時から一次エネルギー削減率の値が下回っていないことを確認し、当該工事の着工を認めるものとする。
なお、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は交付決定取り消しとなるので注意をすること。

③ 他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。

他の補助事業に申請している場合は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(2) 補助対象範囲

補助対象範囲は以下のとおりとする。

区分	項目		対象範囲	補助対象設備・費目
設計費	建築及び設備設計費等		補助事業に必要な実施設計に限る	建築設計、設備設計※1、省エネルギー計算等(設計業務に係る仕様書等の提出が必須)、省エネルギー性能の表示に係る費用※2
設備費	断熱	断熱等(省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能を向上する場合に限る	断熱材(外装、内装、断熱扉の断熱材以外の部分は対象外)、Low-E複層ガラス、高性能窓(断熱・遮熱性能に優れているもの)、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
			高性能保温材	配管・ダクト保温の交換・新設における高性能保温材
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、業務用エアコン(GHP、EHP)※3
			複数のシステムの組み合わせ	熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等(標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
		給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯機、排熱回収型ボイラ等(潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカラシまでの配管は対象外)
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	インバータ制御ファン、モータダンパ等
	照明	照明機器	高効率機器及び器具に限る	LED照明(既築)、制御付LED照明※4、有機EL照明、高輝度型誘導灯(既築)、照度センサ、人感センサ、光ダクト、ミラー集光装置付きトッブライト、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等(屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等は対象外)
	再エネ他	再生可能・未利用エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等(再生可能エネルギーによる発電は対象外)
		コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ(燃料電池を含む)
		蓄電システム※5	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤

区分		項目	対象範囲	補助対象設備・費目
設備費	電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス(本体のみ) (第二次トップランナー基準で定められたものに限る)
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
	BEMS (自動制御機器含む)	制御部		制御機器 ^{※6} (センサ、アクチュエータ、コントローラ等)、 盤類 ^{※6} (自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等)、 自動制御関連設備(VAV等)、 計測計量装置(熱量計、CT、電力量計、ガスメータ等)、 制御用配管配線及び付属品
		監視部		中央監視装置(中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置(インターフェース、リモートステーション等)、通信装置(ルータ等)、 制御用配管配線及び付属品
		管理部		BEMS装置 ^{※7}
工事費		工事費 ^{※8}	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る ^{※9※10}	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、 断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、 試運転調整費、仮設費 ^{※11} 、工事業者の現場経費 ^{※11} 等 (一般管理費は対象外)

- ※1 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めない。
- ※2 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyいずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示する為の費用(プレート代等)。交付決定日以降に取得したものであること。
- ※3 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分(Ⅰ)を満たす機種に限り補助対象とする。
- ※4 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。
- ※5 補助対象経費は創蓄連携に必要な機器及び工事費を含み、補助対象経費全体の20%を上限とする。
なお、再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る。
- ※6 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。
- ※7 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※8 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。
- ※9 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。(試掘・残土処分は対象外)
- ※10 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。
補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。
- ※11 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

補助対象とならない主な部分

- ・ 建築工事、躯体工事
- ・ 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 給排水衛生関係
- ・ 冷蔵／冷凍設備
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策(サーバーのクラウド化等)
- ・ 家電に類するもの
- ・ 再生可能エネルギーによる発電(太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電設備)
- ・ 遮熱・断熱塗料
- ・ 消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・ 運用にかかる経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない経費等

3. 交付申請～採択

3 交付申請～採択

3-1 ヒアリング

SIIは、申請書類を審査の上、事業内容等について申請者にヒアリングを実施する。(東京で実施)

3-2 審査項目

審査項目は以下のとおりとする。

審査項目	評価内容
ZEB達成度	・ 大幅な省エネルギー化と、再生可能エネルギー導入によるエネルギー自立度等
技術性	・ ヒエラルキーアプローチによる、パッシブな建築計画や外皮、設備の高度化等 ・ BEMSの内容(計測、チューニングやコンセント負荷の計量、システム制御技術等)
経済性	・ ZEB技術導入に伴うコスト増を踏まえた費用対効果
その他	・ 事業の継続性(ISO50001の取得等) ・ モデル性(ESCO事業、CASBEEの取得、木材利用、審査委員による加点) ・ 評価分析手法 ・ ZEB設計ガイドライン作成のための建物の種類等による選考

3-3 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

3-4 補助事業者の選定

ZEB設計ガイドラインにおける建物の用途、規模、地域の多様性を確保するため、以下の方法により採択を行う。

- ① 申請案件を各審査項目で採点し、その合計により各々の総合点を算出する。
- ② 総合点が上位の案件から、各採択枠(P.8参照) 1件のみ採択する。
- ③ 各採択枠1位の案件がすべて採択されても、採択案件の補助金総額が補助金予算に満たない場合は、各採択枠2位の案件について同様に採択を行う。
- ④ 以下同様に、補助金予算を超えない範囲で採択を行う。
- ⑤ 二次公募を実施した場合、一次公募の未採択枠から優先して採択を行う。

3-5 交付の決定

交付決定に当たっては、SII内に設置した審査委員会における補助事業者の選定結果を踏まえ、さらに、以下の事項に留意して採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものである。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、誤り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。

なお、国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

<採択事業の公表>

- 交付決定後、採択事業については事業者名、事業概要、補助金交付決定額※等をSIIのホームページに掲載する。
 - 当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ※ 個人、個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

4. 事業開始～完了

4 事業開始～完了

4-1 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始(工事等の契約、発注)が可能となる。なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取り消しとなる。(ESCO事業の補助対象事業部分も例外ではない。)従って、補助対象となる工事等の契約・発注等を行うにあたっては、以下の点に留意する。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降とする。
なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難または不適当である場合を除き、原則として交付決定日以降に3社以上の競争入札によって発注先を決定する。
- ③ 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3社以上の見積依頼及び見積・入札結果を認めるが、必ずしも補助事業者として採択されるとは限らないことに留意する。加えて事業の進め方に関してSIIと事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておく。
その場合においても工事の契約・着工の開始は必ずSIIの交付決定日以降に行う。
- ④ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ⑤ 補助対象外の工事等が発生する場合も、原則として補助対象部分を明確にして補助対象外を含めた全体工事を一括で契約・発注する。なお、補助対象部分と補助対象外部分を分離して契約する方が合理的である等の理由により、分離契約・発注で処理する場合においても、申請範囲の補助対象外部分について実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にする。
- ⑥ 当該年度に実施された機械装置購入、工事等については、当該年度中(補助事業実績報告書提出の前まで)に対価の支払い及び精算を完了する。
- ⑦ 複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、契約・発注についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にする。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。
- ⑧ プロポーザルコンペ(省エネ評価を含んだ建築設計競技・PFI等)後の入札により、工事請負業者が決定している場合は、工事請負業者との入札を認める。ただし、補助対象工事の契約は交付決定日以降行われるものとする。

採択決定者を対象に、補助事業の遂行についての**事務取扱説明会を実施するので必ず出席すること**。さらに、必要に応じて、交付決定後に現地確認を実施する場合がある。

4-2 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計費を補助対象とする場合、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は、採択取り消しとなるので注意をすること。

4-3 省エネルギー性能評価の認証取得

ZEBの実現・普及のためには、建築物のエネルギー性能の見える化を通じて、エネルギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価されることが不可欠である。そのような観点から、本事業では、第三者の評価による省エネルギー性能表示の取得を要件としている。

補助事業者は建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による『ZEB』、*Nearly ZEB*、*ZEB Ready* いずれかの省エネルギー性能評価の認証を、原則として事業完了までに受け「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、補助事業実績報告書と併せてその写しを提出すること。

省エネ性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。ただし、省エネ性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なり、かつ、本事業の申請に用いた計算に誤りがない事が確認された場合はこの限りではない。

【参考】国土交通省ホームページ

- 建築物省エネ法表示制度のページ ～2016年4月始動。住宅・ビル等の省エネ性能見える化～
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html
- 解説パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001122749.pdf>

4-4 補助事業の完了

補助対象工事が完了し、かつ、補助事業者が工事請負業者等に対して、補助対象工事に関するすべての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

4-5 報告及び額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内またはSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは「補助事業実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ③ 申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請通りの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-6 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の支払いができないばかりでなく、交付決定の取り消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては細心の注意を払い実施する。

4-7 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

- ① 共同申請の場合、代表申請者に支払う。
- ② 複数事業の組み合わせ申請(一括申請)の場合、補助金支払い先は代表申請者とし、他者は代表申請者に対して受け取るべき補助金の請求書を提出する。
代表申請者はそれらの請求書と精算払請求書を併せてSIIに提出し、SIIはそれら請求書一式の確認をもって代表申請者へ補助金を支払うものとする。

4-8 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をSIIに納付させることができるものとする。

4-9 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果に係らず交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意する。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4-10 実施状況の報告

補助事業者は、当該システム導入後、既築は1年間、新築は2年間、毎年度のデータをZEBに資する技術の導入効果や削減量等を分析、評価して、「実施状況報告書」によりSIIへ提出すること。その提出期限は、1年分のデータを収集した翌年度の4月末とする。

なお、その実績値が申請目標値を下回る場合は、その要因分析及び改善策を立て、上記と併せてSIIへ報告すると同時に、補助事業者が改善を行うものとする。

4-11 「ZEB実現に向けたZEB設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEB設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。従って、ZEB設計ガイドライン作成のため必要がある場合は、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取り消し又は返還を求めることもあるので注意すること。

- 全景写真(又はパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEB設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

4-12 事業の広報

本事業の交付を受けた補助事業者は、事業完了後、自社のホームページや会社印刷物等において、本事業への取り組みについて積極的に発信するとともに、一次エネルギー消費量の評価結果等、ZEBの普及に資する情報についての広報活動を行うように努めること。

SIIはZEBの普及を促進するため、その情報をSIIが開催するセミナー、SIIホームページ等で引用、紹介する場合がある。

5. 計算方法

5 計算方法

5-1 エネルギー計算の考え方

次ページのエネルギー消費量計算のフローにより算出を行う。

STEP 1 建築研究所計算支援プログラム（Webプログラム※1）による計算

建物や各設備のデータをWebプログラムに入力し、外皮性能や一次エネルギー消費量を計算する。設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に係らず建築物エネルギー消費性能基準等※2に記載された外皮性能の算定方法、設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量の算定方法に基づき算出する。ただし、H28年基準※3、H25年基準※4による計算も認める。

- このWebプログラムによる計算は通常計算法（標準入力法、主要室入力法）を使用し、モデル建物法は使用しないこと。
- 既に所有している設備や、他の国庫補助金と併願する設備など補助対象外の設備の効率化による省エネルギー量も算入できる。

STEP 2 SIIエクセル様式による計算

STEP1で一次エネルギー消費量を算出後、各設備区分ごとに設計一次エネルギー消費量、及び基準一次エネルギー消費量をSIIで配布するエクセル様式に入力し、申請に必要な一次エネルギー削減率を算出する。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しないこと。算出された一次エネルギー消費量をSIIの補助事業ポータルに入力し、計算に用いた計算根拠や、入力シート（エクセルファイルを含む）、PAL※、一次エネルギー消費量計算書などの出力結果、その他必要な計算書と併せて申請書類に添付してSIIへ提出すること。

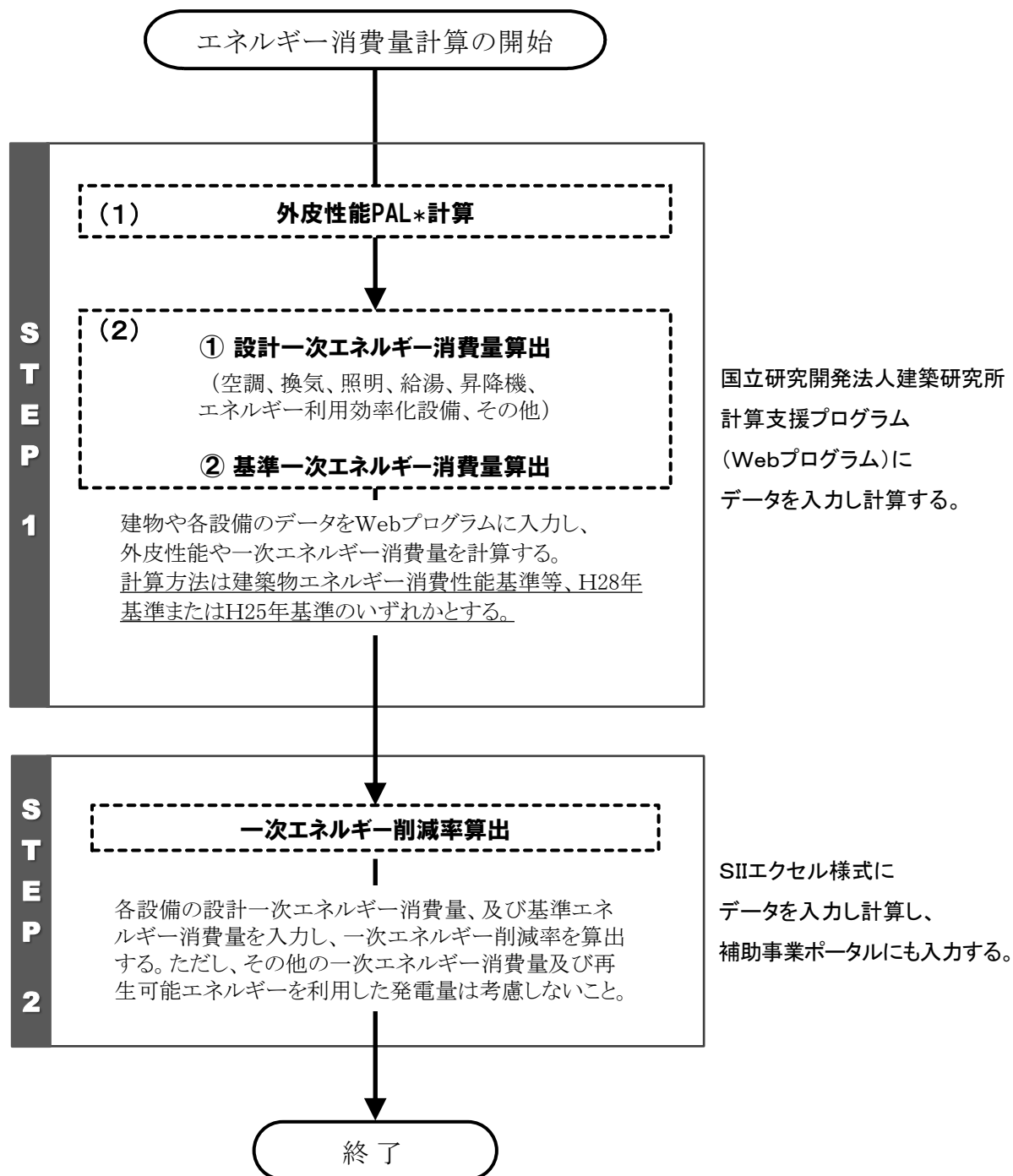
※1 Webプログラムは、国立研究開発法人建築研究所のホームページに公開されている。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法という）に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」（建築物エネルギー消費性能基準等）

※3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法という）に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの）」（H28年基準）

※4 平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号 附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（H25年基準）

エネルギー消費量計算のフロー



5-2 非住宅建築物のエネルギー計算

＜建築物エネルギー消費性能基準等、またはH28年基準で計算をする場合＞

(1) 外皮性能評価

建築物エネルギー消費性能基準等またはH28年基準で算出されたPAL*が、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準第八条で定められた用途及び地域に応じた下表1に掲げる数値以下であること。

表1. PAL* 基準値

建物用途			基準値 (単位: MJ/㎡・年)							
			1地域	2地域	3地域	4地域	5地域	6地域	7地域	8地域
(1)	事務所等		480	480	480	470	470	470	450	570
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	百貨店等		640	640	640	720	720	720	810	1290
(5)	学校等		420	420	420	470	470	470	500	630
(6)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000

(2) Webプログラムによるエネルギー計算

① 設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量(E_T)は、建築物エネルギー消費性能基準等(またはH28年基準)で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分毎(空調(E_{AC})、換気(E_V)、照明(E_L)、給湯(E_W)、昇降機(E_{EV})、エネルギー利用効率化設備(PV+コージェネ)(E_S)、その他(E_M))の設計一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

(その数値の単位をGJ/年で表示する場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)

$$E_T = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M$$

② 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量(E_{ST})は、建築物エネルギー消費性能基準等(またはH28年基準)で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分毎(空調(E_{SAC})、換気(E_{SV})、照明(E_{SL})、給湯(E_{SW})、昇降機(E_{SEV})、その他(E_M))の基準一次エネルギー消費量から算出された数値とする。

(その数値の単位をGJ/年で表示する場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)

$$E_{ST} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M$$

一次エネルギー削減率

建物全体の一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。一次エネルギー削減率は、以下の式による。
(各消費量の単位はMJ/年で削減率を計算し、%で表示した削減率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる)

一次エネルギー削減率

$$= 1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}(E_T) - \text{その他}(E_M) + \text{エネルギー利用効率化設備(PV)}(E_{s*})}{\text{基準一次エネルギー消費量}(E_{sT}) - \text{その他}(E_M)}$$

E_{s*} は再生可能エネルギーを利用した発電に限る

終了

<H25年基準で計算をする場合>

- (1) H25年基準で計算された外皮性能評価に関してはH25年基準別表第1のPAL*基準値以下であること。
- (2) エネルギー計算においては、各設備ごとの設計一次エネルギー及び基準一次エネルギーはH25年基準で計算する。一次エネルギー削減率の計算は上記H28年基準と同様に行い、建物全体の基準一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。

5-3 賃貸集合住宅のエネルギー計算

＜建築物エネルギー消費性能基準等、またはH28年基準で計算をする場合＞

(1) 外皮性能評価

各住戸部分について、 U_A 値及び η_A 値が、下表の上欄の地域区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以下であること。かつ、共用部は5-2 非住宅建築物のエネルギー計算の(1)外皮性能評価に適合すること。

表2. U_A 値 外皮平均熱貫流率 基準値

地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値 【W/m ² ・K】	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—

表3. η_A 値 冷房期の平均日射熱取得率 基準値

地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の 平均日射熱取得率	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

(2) Webプログラムによるエネルギー計算

1) 各住戸部分

① 設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量(E_{T1})は、建築物エネルギー消費性能基準等(またはH28年基準)で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分毎(暖房(E_{H1})、冷房(E_{C1})、換気(E_{V1})、照明(E_{L1})、給湯(E_{W1})、エネルギー利用効率化設備(PV+コージェネ)(E_{S1})、その他(E_{M1}))の設計一次エネルギー消費量から算出された数値とする。(その数値の単位をGJ/年で表示する場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)

$$E_{T1} = E_{H1} + E_{C1} + E_{V1} + E_{L1} + E_{W1} - E_{S1} + E_{M1}$$

② 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量(E_{ST1})は、建築物エネルギー消費性能基準等(またはH28年基準)で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分毎(暖房(E_{SH1})、冷房(E_{SC1})、換気(E_{SV1})、照明(E_{SL1})、給湯(E_{SW1})、その他(E_{M1}))の基準一次エネルギー消費量から算出された数値とする。(その数値の単位をGJ/年で表示する場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)

$$E_{ST1} = E_{SH1} + E_{SC1} + E_{SV1} + E_{SL1} + E_{SW1} + E_{M1}$$

2) 共用部

① 設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量(E_{T2})の計算は、5-2 非住宅建築物のエネルギー計算の(2)①に準じた手順で行う。

② 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量(E_{ST2})の計算は、5-2 非住宅建築物のエネルギー計算の(2)②に準じた手順で行う。

3) 全体

① 設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量は、各住戸部分の設計一次エネルギー消費量の合計(ΣE_{T1})に、共用部の設計一次エネルギー消費量の合計(ΣE_{T2})を加算する。

$$\text{設計一次エネルギー消費量}(E_T) = \text{各住戸部分}(\Sigma E_{T1}) + \text{共用部}(\Sigma E_{T2})$$

② 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量は、各住戸部分の基準一次エネルギー消費量の合計(ΣE_{ST1})に、共用部の基準一次エネルギー消費量の合計(ΣE_{ST2})を加算する。

$$\text{基準一次エネルギー消費量}(E_{ST}) = \text{各住戸部分}(\Sigma E_{ST1}) + \text{共用部}(\Sigma E_{ST2})$$

● その他の一次エネルギー消費量

その他の一次エネルギー消費量(E_M)は、一次エネルギー消費量計算で求められる各住戸部分のその他の合計(ΣE_{M1})と、共用部のその他の合計(ΣE_{M2})の和とする。

$$\text{その他の一次エネルギー消費量}(E_M) = \text{各住戸部分}(\Sigma E_{M1}) + \text{共用部}(\Sigma E_{M2})$$

一次エネルギー削減率

建物全体の一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。一次エネルギー削減率は、以下の式による。

(各消費量の単位はMJ/年で削減率を計算し、%で表示した削減率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる)

一次エネルギー削減率

$$= 1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}(E_T) - \text{その他}(E_M) + \text{エネルギー利用効率化設備(PV)}(E_{S^*})}{\text{基準一次エネルギー消費量}(E_{ST}) - \text{その他}(E_M)}$$

E_{S^*} は再生可能エネルギーを利用した発電に限る

設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、各住戸部分の合計と共用部の一次エネルギー消費量の合計を合算して求める。

終了

<H25年基準で計算をする場合>

- (1) H25年基準で計算された外皮性能評価に関しても U_A 値及び η_A 値が、表2、表3の上欄の地域区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以下であること。
- (2) エネルギー計算においては、各設備ごとの設計一次エネルギー及び基準一次エネルギーはH25年基準で計算する。一次エネルギー削減率の計算は上記H28年基準と同様に行い、建物全体の基準一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。

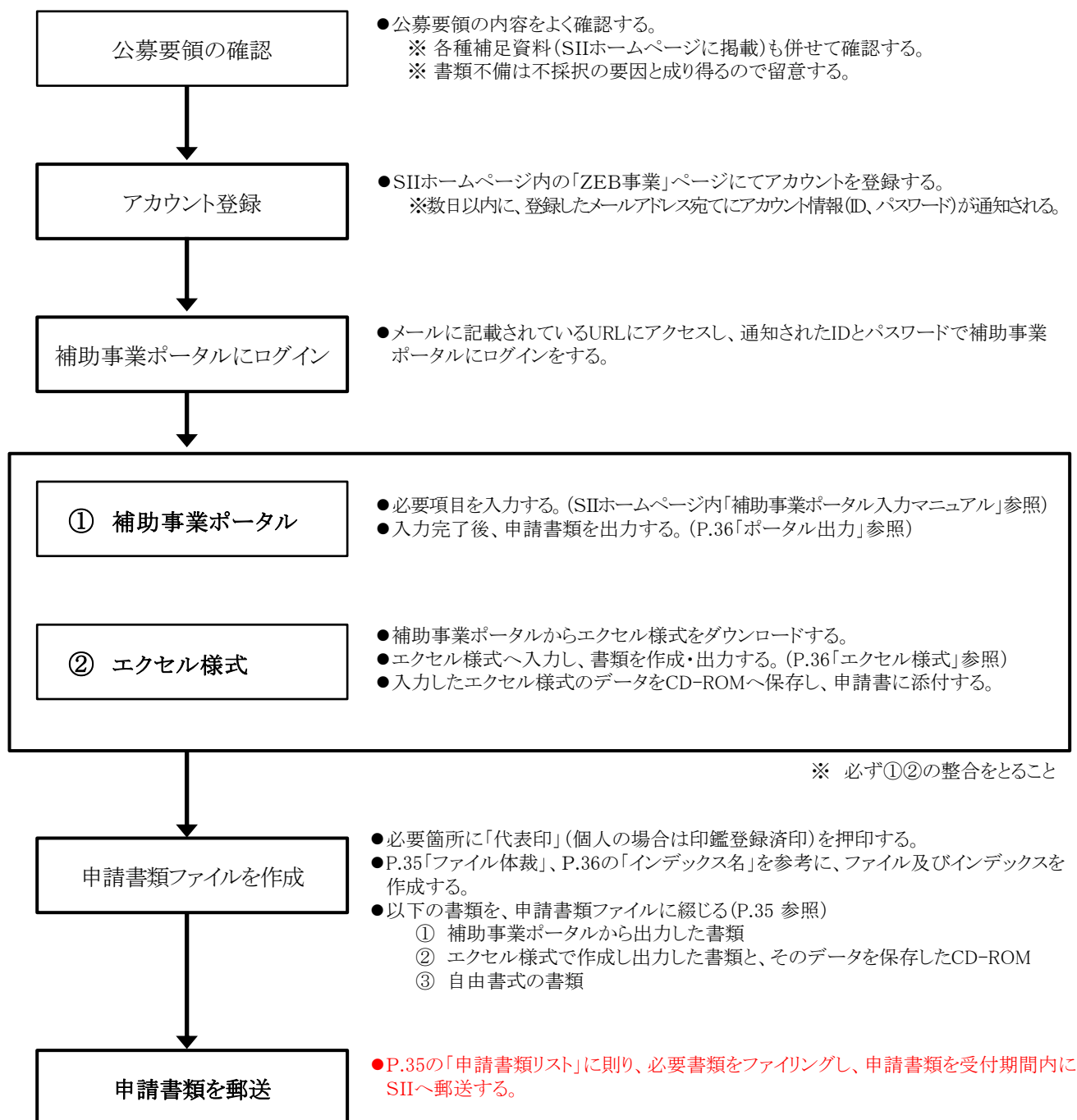
6. 公募期間及び申請方法

6 公募期間及び申請方法

6-1 申請方法

(1) 申請の流れ

申請については以下の方法で行う。



(2) 公募期間

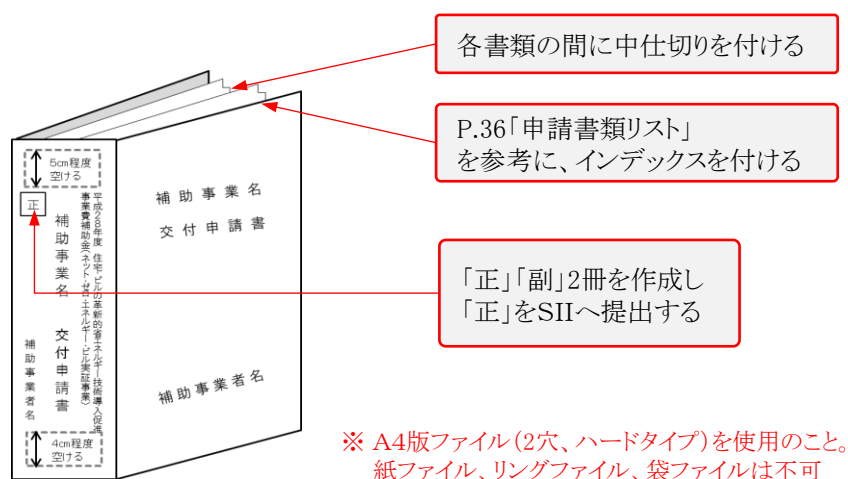
公募期間 : 平成28年4月11日(月)～平成28年5月23日(月)17:00必着

事業期間 : 交付決定日(平成28年6月下旬)～平成29年1月31日(火)迄

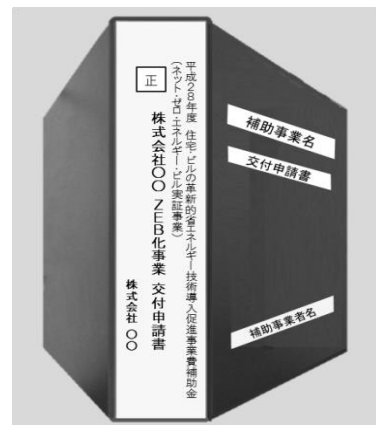
※ 本公募において公募予算に達しなかった場合、以下の予定で本公募終了後追加公募を行う場合がある。

- 2次公募(予定)
公募期間: 平成28年5月下旬～平成28年6月下旬
事業期間: 交付決定日(平成28年8月上旬)～平成29年1月31日(火)迄
- 3次公募(予定)
公募期間: 平成28年6月下旬～平成28年7月下旬
事業期間: 交付決定日(平成28年9月上旬)～平成29年1月31日(火)迄

6-2 申請書類ファイル体裁



※ A4版ファイル(2穴、ハードタイプ)を使用のこと。
紙ファイル、リングファイル、袋ファイルは不可



6-3 申請書類 提出先及び問い合わせ先

【提出先】 〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル 7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第二グループ ZEB担当宛

「交付申請書在中」と必ず記入すること。送付宛先には略称「SII」は使用しない。

※SIIから申請者に対して申請書類を受理した旨の連絡はしない。配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。

※申請書類のSIIへの持ち込みは受理しない。

【問い合わせ先】 TEL:03-5565-4063 FAX:03-5565-4062

(平日のみ 10:00～12:00、13:00～17:00)

通話料がかかりますのでご注意ください。

6-4 申請書類リスト

補助事業ポータル出力やエクセル様式以外の提出書類は自由書式とする。

	インデックス名	書類名	① ポータル 出力	② エクセル 様式	③ 自由書式	備考	全/ 該当 ※1
1	チェックシート ※2	提出書類チェックシート(5/5)		○			全
2	交付申請書 ※2	様式第1 (2/2)	○				全
		(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費 及び補助金の額並びに区分ごとの配分	○				
		(別紙2) 申請者の役員名簿		○			
		(別紙3) 暴力団排除に関する誓約事項		○			
		情報開示同意書		○			
		区分所有に係る書類 建物所有者全員の委任状		○		建物所有者全員分提出すること	該当
		集会の決議議事録			○	区分所有建物で管理者もしくは管理組合法人で 申請する場合は提出すること	該当
		設備設置承諾書		○			該当
3	実施計画書 ※2	1. 申請の概要 (2/2)	○				全
		2. システム提案概要		○		A3サイズでカラー印刷すること	
		3. 申請者の詳細	○				
		4. 事業実施工程		○			
		5-1. 資金調達計画		○			
		5-2. 概略予算書(ポータル)	○				
		5-2. 概略予算書(エクセル様式)		○		参考見積書も添付すること	
		6. 補助事業実施体制		○			
		7. ZEB技術概要書(8/8)		○		エクセル様式データも提出すること	
		8. 省エネルギー計算のまとめ	○			7. ZEB技術概要書(8枚目)と同じ内容のもの	
		(別添1) システム概念図		○		省エネシステムごとに作成しカラー印刷すること	
		(別添2) エネルギー計量計画図		○		カラー印刷すること	
4	会社案内	会社概要書			○		全
5	事業者登記簿	事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)			○	個人の場合は印鑑登録証明書を提出すること	全
6	事業実績	事業実績(決算報告書等)			○	個人の場合、確定申告書※3の 写しを提出すること	全
7	建物登記簿	建物登記簿謄本			○		全
		確認済証の写し(新築で交付申請時に建物登記簿 謄本が提出できない場合)			○	登記後、建物登記簿謄本(原本)提出すること	該当
8	土地登記簿等	土地登記簿謄本			○		全
		土地賃貸契約書			○		該当
9	ESCO契約書	ESCO契約書(案)			○	ESCO利用で申請する場合は提出すること	該当
		ESCO料計算書			○		
10	リース契約書	リース契約書(案)			○	リース等利用で申請する場合は提出すること	該当
		リース料計算書			○		
11	割賦契約書	割賦契約書(案)			○	割賦利用で申請する場合は提出すること	該当
		割賦料計算書			○		
12	建物図面	建物案内図			○		全
		建物配置図			○		
		建物概要			○		
		建物平面図・各階平面図			○		
		建物立面図			○		
		断面図または矩計図			○		
13	設計図 (機器表/系統図/平 面図/カタログ等)各 設備毎に整理する	外皮/空調/換気/照明/給湯/太陽光発電/ コージェネレーション/BEMS			○	設備工事ごとに編集しカラー印刷すること (例)空調設備・機器表・系統図・平面図 照明設備・機器表・平面図	全
		その他機器表			○		該当
14	各種計算書 (計算プログラム)	様式0.～様式8. 上記様式のエクセルシート 計算結果			○ WEB プログラム による書式		全
15	その他				○	プロポーザル決定通知書等	該当
16	CD-ROM					本エクセル様式及び7.ZEB技術概要書を格納し 提出すること	全

※1 全:全申請者が提出、該当:該当申請者のみ提出する書類

※2 複数年度事業の2年目・3年目に申請する際に提出する書類

※3 確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りしたうえで送付すること。

(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う)

(注) 赤字は提出必須書類

7. 申請書および添付書類の記入例

7 申請書および添付書類の記入例

1 チェックシート
提出書類チェックシート

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

提出書類チェックシート

提出ファイル形式、書式		申請者 確認	SII 確認
正本(正)・副本(副)2冊を作成し、(正)に原本、(副)にコピーを綴じる			
A4(2穴・ハードタイプ)ファイル1冊にまとめる(紙ファイル、リングファイル、袋ファイルは不可)			
ファイル表紙及び背表紙に、事業名・事業者名を明記(公募要領P35参照)			
A4・黒字・片面印刷で出力(入力箇所の色もとる)を基本とし、出力方法に指定のあるものは指定に準ずる		✓	
書類名毎にインデックス(タイトル)を付けた中仕切りを入れる(申請書類リスト参照)		✓	

書類の抜けや、記載ミスがないか、
申請者自身でよく確認のうえ、確認欄に
チェックを入れて提出すること

書類名		チェック項目	様式/ フォーマット	全/ 該当	内 容	申請者 確認	SII 確認
提出書類チェックシート(5/5)			様式	全	申請者によるチェック済のものをファイリング	✓	
交付申請書	様式第1(1/2)	申請日	ポ	全	公募期間内の日付を記入	✓	
		申請者			「申請者1」に補助金の支払いを受ける者(ESCO/リース利用の場合は、ESCO/リース事業者が申請者1となる)	✓	
		申請者住所			事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)に記載の住所と一致	✓	
		申請者名称			番地表記、漢数字・算用数字、その他「登記簿謄本」と完全一致	✓	
					事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)に記載の商号・名称と一致	✓	
					略等、略表示はしない	✓	
		代表者氏名・役職名			事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)に記載の代表者名、役職と一致	✓	
		押印			申請者全員の押印(登録印)必須	✓	
	様式第1(2/2)	補助事業の名称	ポ	全	建物名称等を付けるなど、概ね25字以内の分かりやすく申請を特定できる名称(仮称等の表現は不可)	✓	
		完了予定年月日		該当	ESCO事業の場合は、ESCOの文字を入れる		
		(複数年度の場合) 最終事業完了予定日		該当	単年度事業は平成29年1月31日以前、複数年度事業は平成29年2月28日以前の日付	✓	
	(別紙1) 補助対象経費の配分	補助事業に要する経費	ポ	全	最終事業完了予定日は、2年度事業は平成30年1月31日以前、3年度事業は平成31年1月31日以前の日付		
		補助対象経費			「実施計画書5-2.概略予算書」の各項目の合計と一致	✓	
	(別紙2) 役員名簿	役員名簿	様式	全	「実施計画書5-2.概略予算書」の各項目の合計と一致	✓	
	(別紙3) 暴力団排除に関する誓約事項	日付	様式	全	添付の「事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)」に記載の役員名簿と整合	✓	
	情報開示同意書	日付	様式	全	申請日と同じ日付を記入	✓	
	建物所有者の委任状	委任者	様式	該当	申請日と同じ日付を記入	✓	
		受任者			建物登記簿謄本に記載の区分所有者(建物所有者)および議決権の4分の3以上		
	集会の決議議事録				「交付申請書」に明記されている者が受任者		
実施計画書	設備設置承諾書	建物所有者	様式	該当	本補助金の交付申請について、管理規約に基づいた集会の決議がされ、承認されていることが確認できる議事録等		
		設置される設備の概要			建物登記簿謄本に記載の建物所有者全員の承諾書		
		処分制限を受ける期間			設置される設備の概要(別紙可)を明記		
	1. 申請の概要	1. 申請者概要	ポ	全	処分制限を受ける期間(設備の法定耐用年数)は、導入する設備の法定耐用年数が一番長いものに合わせて記入		
		2. 建物概要			補助事業代表担当者情報が記載	✓	
					建物登記簿の住所ではなく、郵便物が届く住所(新築の場合は仮住所も可)	✓	
					新築は「確認済証」に記載の面積と、既築は登記簿に記載の面積と整合	✓	
					最寄駅等からのアクセスを記載	✓	
	2. システム提案概要	3. 事業実施に関する事項	ポ	全	電力会社を明記	✓	
		4. 補助事業に関する配分額			他の補助金に申請する(予定を含む)場合、その補助金名と内容を記入(公募要領P.15参照)	✓	
		5. 導入効果			交付申請書(別紙1)の値と整合	✓	
					各項目に、必要事項を記載	✓	
					A3・カラー印刷	✓	
		システム概要図	様式	全	システム全体の概要図・BEMSの系統がわかる図を記載	✓	
					補助対象設備を赤でマーキング	✓	
					複数年度事業は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑に色分けする	✓	

提出書類チェックシート

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

書類名	チェック項目	様式/ ホーナル	全/ 該当	内 容	申請者 確認	SI 確認
実施計画書	3.申請者の詳細	(2)申請者の業務実績	ポ	全	添付の直近の決算報告書と整合	✓
		(3)補助事業担当			電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを明記	✓
	4.事業実施工程	補助事業(全体)の開始及び完了予定日	様式	全	支払完了日は「交付申請書－本文」の事業完了日 ・単年度事業は「平成29年1月31日以前」 2年度事業は「平成30年1月31日以前」 3年度事業は平成31年1月31日以前 を事業完了日とする	✓
		補助事業(当該年度)の開始及び完了予定日			支払完了日は「交付申請書－本文」の事業完了日 ・単年度事業は「平成29年1月31日以前」 複数年度事業は「平成29年2月28日以前」 を事業完了日とする	✓
		スケジュール表			支払完了日は事業の完了日とし、表の中に記入	✓
					複数年の場合、年度毎に作成 ＜平成29年度＞＜平成30年度以降＞	✓
	5-1.資金調達計画	(1)資金調達計画	様式	全	合計金額が「実施計画書5-2.概略予算書」の補助事業に要する経費の金額と整合	✓
					複数年度の場合、該当欄(平成29年度、30年度)に記入	✓
	5-2.概略予算書	工事概略予算書	ポ	全	省エネシステムごとに記載 (概略予算書(エクセル様式)と整合をとる)	✓
		主要機器、工事の参考見積書	様式		機器、工事等の省エネシステム毎に記載した予算内訳書(エクセルシート内)	✓
					参考見積書を添付	✓
	6.補助事業実施体制	実施体制	様式	全	補助事業に関する社内外の管理体制の一覧	✓
					申請者が複数の場合、申請者間の関係を明記	✓
	7.ZEB技術概要書(8/8)		様式	全	印刷フォームより印刷する	✓
案内社内	8.省エネルギー計算のまとめ		ポ	全	7.ZEB技術概要書(8枚目)と同じ内容のもの	✓
	(別添1) システム概念図		様式	全	システムごとに作成、カラー印刷	✓
					補助対象部分は、赤でマーキングする 複数年度事業は、 1年目：赤、2年目：青、3年目：緑 に色分けすること	✓
	(別添2) エネルギー計量計画図		様式	全	カラー印刷	✓
登記業者	事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)	履歴事項全部証明書	全	全	3カ月以内発行の「履歴事項全部証明書」の原本(現在事項全部証明書は不可)	✓
		日付			共同申請の場合は申請者全員分を添付	✓
					個人の場合、3カ月以内発行の「印鑑登録証明書」の原本	✓
事業実績	事業実績	決算報告書	全	全	直近3年分の「決算報告書」を添付(上場企業は期末の決算短信で可)	✓
		日付			共同申請の場合は申請者全員分を添付	✓
登記簿	建物登記簿謄本	発行日	全	全	個人の場合、直近3年分の「確定申告の写し」 マイナンバー記載部分は黒塗りし、記載内容が見えないようにする	✓
		確認済証			既築の場合、発行から3カ月以内の原本	✓
等土地	土地登記簿謄本	発行日	全	全	新築の場合、「確認済証」の写し	✓
	土地賃貸契約書	契約期間			登記後、建物登記簿謄本(原本)を提出すること	✓
等土地			該当	全	発行から3カ月以内の原本	✓
					契約期間、契約日が明記された賃貸借契約書の写し	✓

提出書類チェックシート

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

書類名	チェック項目	様式／ 全／ 部／ 該当	内 容	申請者 確認	SII 確認
E S C O 契 約 書	ESCO契約書（案）	該 当	借主・貸主を明記(押印不要)	☒	☒
			以下の条項や記載部分をマーカー等で色付けし明確にする	☒	☒
			削減保証量及びその削減量が達成出来なかった場合の罰則条項を記載	☒	☒
			補助金の交付を前提とした付随条項がある場合には、その内容を明記	☒	☒
	ESCO料計算書	該 当	補助事業に要する経費(サービス料総額)・補助金申請額・サービス期間・ESCOサービス料・維持管理費等・固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について、補助金がある場合と無い場合で比較した計算書	☒	☒
リ ー ス 契 約 書	リース契約書（案）	該 当	借主・貸主を明記(押印不要)	☒	☒
			以下の条項や記載部分をマーカー等で色付けし明確にする	☒	☒
			補助金の交付を前提とした付随条項がある場合には、その内容を明記	☒	☒
	リース料計算書	該 当	リース期間終了後の設備の管理責任を明記 補助事業に要する経費(リース料総額)・補助金申請額・リース期間・リース料・元本・金利・固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について、補助金がある場合と無い場合で比較した計算書	☒	☒
割 賦 契 約 書	割賦契約書(案)	該 当	借主・貸主を明記(押印不要)	☒	☒
			条項をマーカー等で色付けし明確にする	☒	☒
			補助金交付を前提とした付随条項がある場合、その内容を明記	☒	☒
			割賦期間についての条項をマーカー等で色付け	☒	☒
	割賦料計算書	該 当	割賦期間終了後の設備の管理責任を明記 補助事業に要する経費(割賦料総額)・補助金申請額・割賦期間・割賦料・元本・金利等の内容について、補助金がある場合と無い場合で比較した計算書	☒	☒

以下、次の形式での出力とする
◎ 建物図面、設計図 ……A3サイズ、カラー・片面印刷
◎ 各種計算書 ……A4サイズ、黒字・片面印刷

書類名	全／ 該当	内 容	申請者 確認	SII 確認
建 物 図 面	全	建物案内図 住所、最寄駅からのアクセス、方位、道路及び目標となる建築物を明記(地図はインターネット地図でも可)	☒	☒
	全	建物配置図 縮尺、方位、住所、敷地面積等を記入	☒	☒
		敷地境界線を示し、該当する建物を赤でマーキングし、申請に係る建築物と他の建築物との区別を明示	☒	☒
	全	建物概要 住所・敷地面積・建物用途・構造・階数・延床面積を記入	☒	☒
	該 当	複数の用途を有する建築物の場合、用途別床面積の一覧	☒	☒
		建物平面図・各階平面図 縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、色塗り等で断熱材の配置を明示 ※建具記号を記入したキープランと兼ねても可	☒	☒
	全	建物立面図 東西南北の四面とし、縮尺、階高と建物の高さ、開口部仕様等を記入	☒	☒
断面図または矩計図		全 縮尺、床下、床、外壁、開口部、天井、屋根その他断熱性を有する部分について色塗り等で断熱材位置を図示	☒	☒

提出書類チェックシート

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

書類名		全 該当	内 容	申請者 確認	SII 確認
設計 図	書式(共通)	全	凡例や注記も記載 補助対象は赤、でマーキング 複数年度事業は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑 に色分け ※1年目に機器だけ導入し2年目に工事をした場合、機器リストを赤、図面を青で作成し「工事のみ」と注記	✓	
	外皮	該当	建具の位置と建具番号を図面に記入	✓	
	建具表	該当	建具の形状、寸法、姿図、仕上げ剤等を示す	✓	
	空調	該当	機器表	✓	
	系統図	該当	熱源、空調機並びにポンプ等の位置、系統及び記号	✓	
	平面図	該当	熱源、空調機並びにポンプ等の位置、記号、台数及び制御方法(縮尺を記入)	✓	
	主要機器カタログ	該当	カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示	✓	
	換気	該当	機器表	✓	
	系統図	該当	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の種別、仕様、記号、台数、性能及び制御方法	✓	
	平面図	該当	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、系統及び構造	✓	
	主要機器カタログ	該当	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、台数、記号及び制御方法(縮尺を記入)	✓	
	照明	該当	器具表	✓	
	平面図	該当	照明設備の位置、台数、記号及び制御方法(調光・照度・人感センサーを記入)	✓	
	主要機器カタログ	該当	照明設備の位置、台数、記号及び制御方法(調光・照度・人感センサーを記入)	✓	
	給湯	該当	機器表	✓	
	系統図	該当	給湯設備の種別、仕様、記号、台数及び性能	✓	
	平面図	該当	給湯器具の採否及び太陽熱利用方法	✓	
	主要機器カタログ	該当	給湯設備の位置、記号、系統及び構造	✓	
	太陽光発電	該当	設備の位置、記号、台数、構造及び配管の保温(縮尺を記入)	✓	
	機器表	該当	設備の種別、パネル枚数、設置面積、出力(kW)、記号	✓	
	平面図	該当	縮尺、設備の位置、枚数及び記号(縮尺を記入)	✓	
	主要機器カタログ	該当	縮尺、設備の位置、枚数及び記号(縮尺を記入)	✓	
	コージェネレーション	該当	設備の種別、仕様、台数、記号	✓	
	平面図	該当	設備の位置、台数及び記号(縮尺を記入)	✓	
	主要機器カタログ	該当	設備の位置、台数及び記号(縮尺を記入)	✓	
	BEMS	該当	機能一覧表、エネルギー管理評価項目の監視点一覧表、記号	✓	
	系統図	該当	システム構成図、装置参考姿図、計装図、記号	✓	
	平面図	該当	システム構成図、装置参考姿図、計装図、記号	✓	
	各種自動制御図	該当	BEMS本体やセンサー、配線などの平面図(色付けすること)、記号	✓	
	主要機器カタログ	該当	空調設備、換気設備、給湯設備、照明設備、効率化設備の自動制御方法及び構造	✓	
	その他機器表	該当	カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示	✓	
		該当	その他ZEB化に資する設備等及び措置の種別、台数及び性能	✓	

提出書類チェックシート

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

書類名		全／ 該当	内 容	申請者 確認	SIⅡ 確認
各種 計算 書	様式0.	全	基本情報入力シート	✓	
	様式1.	全	(共通条件)室仕様入力シート	✓	
	様式2-1.	該 当	(空調)空調ゾーン入力シート	✓	
	様式2-2.	該 当	(空調)外壁構成入力シート	✓	
	様式2-3.	該 当	(空調)窓仕様入力シート	✓	
	様式2-4.	該 当	(空調)外皮仕様入力シート	✓	
	様式2-5.	該 当	(空調)熱源入力シート	✓	
	様式2-6.	該 当	(空調)二次ポンプ入力シート	✓	
	様式2-7.	該 当	(空調)空調機入力シート	✓	
	様式3-1.	該 当	(換気)換気対象室入力シート		
	様式3-2.	該 当	(換気)給排気送風機入力シート		
	様式3-3.	該 当	(換気)換気代替空調機入力シート		
	様式4.	該 当	(照明)照明入力シート	✓	
	様式5-1.	該 当	(給湯)給湯対象室入力シート		
	様式5-2.	該 当	(給湯)給湯機器入力シート		
	様式6.	該 当	(昇降機)昇降機入力シート	✓	
	様式7-1.	該 当	(効率化)太陽光発電システム入力シート	✓	
	様式7-2.	該 当	(効率化)コージェネレーションシステム入力シート	✓	
	様式8.	該 当	(空調)非空調外皮仕様入力シート	✓	
	エクセルシート	全	上記様式のエクセルシート	✓	
	計算結果	全	省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果	✓	
		全	PAL*算出結果	✓	
		全	PAL*の計算結果	✓	
該 当		空調のエネルギー消費量計算結果	✓		
		換気のエネルギー消費量計算結果			
		照明のエネルギー消費量計算結果	✓		
		給湯のエネルギー消費量計算結果			
		昇降機のエネルギー消費量計算結果	✓		
		効率化(太陽光発電)のエネルギー消費量計算結果	✓		
効率化(コージェネレーション)のエネルギー消費量計算結果	✓				
その他	該 当	その他、事業の説明に必要な補足説明資料 (プロポーザル決定通知書等)	✓		
CD-ROM	全	作成したデータ(本様式)を収録し、補助事業者名のラベルを貼付	✓		

2 交付申請書 様式第1 (1/2)

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

交付申請書一式は「片面印刷」とし、記入例として赤字になっている部分がきちんと入力されているか、印が必要な書類には押印したか確認し、提出すること。

様式第1

申請者が管理する為の文書番号

申請日は公募期間内の日付を記入すること

番号
平成28年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住所 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

申請者1
名称 〇〇〇株式会社
代表者等名 代表取締役 〇〇 〇〇

共同申請の場合、
補助金の支払いを受ける事業者が
最上段に記載されていること

住所 東京都中央区××町××丁目×番×号

申請者2
名称 株式会社×××
代表者等名 代表取締役 ×× ××

登録印で押印すること

印

共同申請の場合は
申請者全員の押印が必要

印

役職名は
事業者登記簿謄本（商業登記簿謄本）
に合わせて正しく表記すること
例)代表取締役社長、代表執行役 等

住所 東京都中央区△△町△△丁目△番△号

名称 △△△株式会社
代表者等名 代表取締役 △△ △△

住所、社名、代表者名は
事業者登記簿謄本（商業登記簿謄本）
に合わせて正しく表記すること

平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)
交付申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

様式第1 (2/2)

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

概ね25文字以内で、簡素でわかりやすい表現とする

- ・ 仮称、(仮)等は使用不可
- ・ ESCO事業は「ESCO」の文字を必ず入れること

1. 補助事業の名称

〇〇〇株式会社 東京事務所ビルZEB化事業

2. 補助事業の目的及び内容

本事業ではオフィスビルである東京事務所のZEB化を目指し、建物外皮性能の向上(Low-E複層ガラス)、内部発熱の低減(クラウド化)、高度な制御技術を用いたタスク・アンビエント空調・照明、地中熱利用のHPチャラー、最適自然換気や太陽光発電による創エネルギーなどの技術を導入して一次エネルギーの削減を行う。

3. 補助事業の実施計画

別添の実施計画書による

4. 補助金交付申請額(当該年度分)

(1) 補助事業に要する経費 191,374,200 円

(2) 補助対象経費 164,237,200 円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分毎の配分(別紙1)

6. 補助事業の開始および完了予定

単年度事業は平成29年1月31日以前、
複数年度事業は平成29年2月28日以前 の日付とする

(1) 開始年月日 : 交付決定日

(2) 完了予定年月日 : 平成29年1月31日

(複数年度申請の場合、最終事業完了予定日 平成〇年〇月〇日)

(注) この申請書には、以下の書類を添付すること

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (3) 申請者の役員名簿(別紙2)
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)
- (5) その他当法人が指示する書面

2年度: 平成30年1月31日以前、
3年度: 平成31年1月31日以前
の日付とする

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位:円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	0,000,000	0,000,000		0,000,000
設備費	00,000,000	00,000,000	2/3	00,000,000
工事費	00,000,000	00,000,000		00,000,000
合 計	00,000,000	00,000,000		00,000,000

※補助金額(補助対象経費区分ごと)は、小数点以下(1円未満)を切り捨てとする。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

補助対象・補助対象外を合計した
経費が記入されていること

補助対象となる部分の経費が
記入されていること

金額は各項目で
1円単位まで入力し、各項目で
小数点以下切り捨てにすること

(別紙3)暴力団排除に関する誓約事項

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

(別紙3)

申請日と同じ日付
を記入すること

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、
理解の上、これに同意します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

情報開示同意書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

申請日と同じ日付
を記入すること

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

下記記載の「情報開示同意書」について熟読し、理解の上、これに同意します。

情報開示同意書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、本事業の制度を理解し、ZEBを実現することを目的とするためのガイドライン作成のため、以下の情報を開示することに同意いたします。

【ZEB設計ガイドライン作成のために必要な情報】

- 全景写真(又はパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要
(用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要
(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

また、SIIがZEBの普及を促進するため、その情報をSIIが開催するセミナー、ホームページ等で引用、紹介することに同意をいたします。

以上

区分所有に係る書類 建物所有者全員の委任状

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

建物の所有者ごとに作成する

委 任 状

補助事業名を記入

1. 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)より公募があった「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)」に申請する「○○○○○○○○○○○○○ZEB化工事」の補助事業に関し、当該建物の区分所有者である○○○○○○○(以下「委任者」という。)は区分所有法に規定される(管理者・管理組合法人)である○○○○○○○(以下「受任者」という。)を申請者として専任することに同意し、今後の補助事業の遂行にかかわる一切の業務について委任者は受任者に委任するものとする。
2. 委任者及び受任者はSIIが定めた「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)交付規程」を遵守し、協議事項について双方が誠意をもって問題解決に努める。
3. 万一、委任者、受任者間に係争が生じた場合においても、委任者は受任者の行った行為に対し、SIIに一切の苦情・請求は行わない。

上記事項の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印し、原本1通をSIIに提出するとともに、残り1通は受任者が保管し、受任者は写しを委任者に配布する。

以上

平成 年 月 日

委任した年月日を記入する

住 所
委任者 名 称
代表者等名

印

住 所
受任者 名 称
代表者等名

印

区分所有に係る書類 設備設置承諾書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

設備設置承諾書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

承諾年月日を記入する
承諾年月日は申請日と同日
か、それ以前であること

平成 年 月 日

建物登記簿謄本に記載の
建物所有者全員分記入すること
複数の場合には、欄を追加し記入
すること

住所 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
建物所有者名称 株式会社〇〇〇〇
代表者等名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業) 交付規程第20条及び第21条の規程により財産処分への制限を受け、一般社団法人 環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記の通り設置されることを承諾します。

記

1. 建物の所在地および名称

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

- ## 2. 設備の設置者

[illegible]

名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者 ○○ ○○

3. 補助事業の名称

〇〇〇株式会社 東京事務所ビルZEB化事業

- #### 4. 設置される設備の概要

高効率熱源機器への更新 ○○電気 XXX-X ○台
○○○○○○○○○○○○○○(設備の仕様、台数等の概要を記入する)

5. 処分の制限を受ける期間(設備の法定耐用年数を記載する)

15年

補助事業者の
住所、名称、代表者名を記入する

設置される設備の概要
(別紙可)を明記

3 実施計画書

1. 申請の概要(1/2)

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)
実施計画書

1. 申請の概要

(1) 申請者概要

工事区分	既築	事業期間区分	単年度
事業期間 (交付決定日～)	当該年度 事業完了予定日	平成28年1月31日	
	複数年度 最終事業完了予定日	-	
ESCO/リース等	なし -		
補助事業名	〇〇〇株式会社 東京事務所ビルZEB化事業		
補助事業者名	〇〇〇株式会社/株式会社×××/△△△株式会社		
代表担当者名	環境 〇〇		
所属	経営管理部施設課		
TEL	00-000-0000		
E-Mail	〇〇〇〇@×××.ne.jp		

単年度事業は平成29年1月31日以前、
複数年度事業は平成29年2月28日以前 の日付

2年度事業は、平成30年1月31日以前、
3年度事業は平成31年1月31日以前の日付

(2) 建物概要

建物名称	〇〇〇株式会社 東京事務所ビル			
建物所在地	〒 1040061	地域	東京都中央区	
	銀座〇-〇-〇 〇〇〇ビル			
地域区分	1			
交通機関	JR山手線 新橋駅 〇〇〇バス 〇〇〇行 〇〇〇駅下車 徒歩〇分			
階数	地上	3 階	延床面積	14,000 m ²
	地下	1 階	建築面積	3,500 m ²
	搭屋	1 階	構造	RC構造
省エネルギー性能評価の認証	ZEB Ready取得予定		CASBEE評価	なし
建物用途	大分類	事務所等	小分類	事務所
竣工年月	2000 年 10 月	築年数	15 年	
ISO50001取得予定	あり			
電力会社	〇〇〇〇電力		契約電力	〇〇〇 kW

建物登記簿の住所ではなく、郵便物が届く住所
(新築の場合は地番でも可) を記入する

最寄駅等からのアクセスを必ず記入する

新築は「確認済証」に記載の面積
既築は「建物登記簿」に記載の面積
と整合をとる

3 実施計画書

1. 申請の概要(2/2)

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

(3) 事業実施に関する事項

他の補助金の有無	有
他の補助金名	国土交通省〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇補助金／ 経済産業省〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇補助金
その他実施上 問題となる事項	特記事項なし

他の補助金に申請する（予定を含む）場合
その補助金名と内容を記入（公募要領P15参照）

(4) 補助事業に関する配分額(単位:円)

	事業全体		当該年度		補助率 /参考値	当該年度 補助金額 (参考値)
	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助事業に 要する経費	補助対象経費		
設計費		交付申請書（別紙1）の値と整合をとること			2/3	0
設備費	146,984,200	126,287,200	146,984,200	126,287,200		84,191,466
工事費	44,390,000	37,950,000	44,390,000	37,950,000		25,300,000
合計	191,374,200	164,237,200	191,374,200	164,237,200		109,491,466

金額は全て税抜で入力し、小数点以下切り捨てとする。

(5) 導入効果

基準一次エネルギー削減量・削減率 (その他を除く)		
	創エネ含む	創エネを除く
削減量 (GJ/年)	14,703.3	13,253.3
削減率 (%)	55.7	53.8

	PAL*(MJ/㎡年)
基準値	556
計算値	461
削減率	17.0%

設備用途別 一次エネルギー削減量		
	削減量(MJ/年)	BEI
空調	9,378,391	0.46
換気	460,171	0.59
照明	3,228,020	0.48
給湯	186,730	0.75
昇降機	0	1.00
効率化 設備	太陽光発電	450,000
	コージェネ	1,000,000
その他		0
合計		14,703,312

費用対効果 (円/GJ・年)	
補助事業に要する経費/削減量	補助対象経費/削減量
13,015	11,170

原単位 (MJ/㎡年)	
基準	設計
2,374	1,320

2. システム提案概要

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

A3カラー印刷で出力

2. システム提案概要

補助事業名

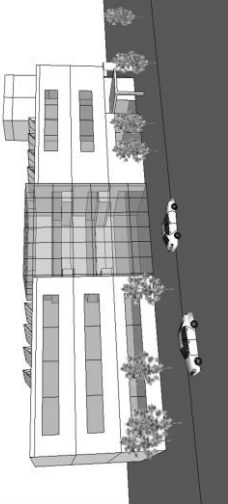
補助事業内容

平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

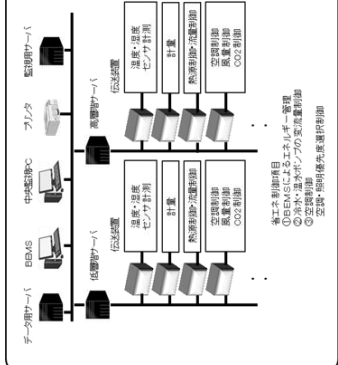
〇〇〇〇株式会社 東京事務所(在田)事業

〇〇〇〇株式会社

【外観写真、または外観パース】

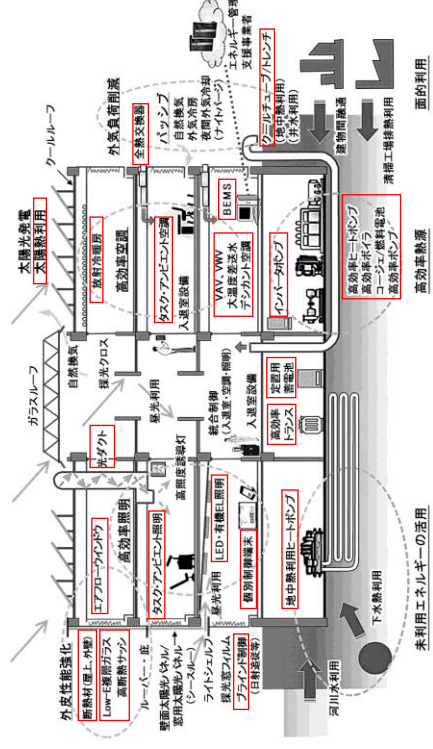


【BEMSの系統がわかるもの】



【全体がわかるシステム概念図】

ZEB実現の基本要素及び省エネシステムを記入する



補助対象設備は「赤」でマーキングする
複数年度事業は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑

下図はZEBの構成要素の事例であり、補助対象の可否を示すものではないので注意すること。

3. 申請者の詳細

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

3. 申請者の詳細

共同申請で申請者が複数の場合は申請者ごとに作成し出力すること

(1) 会社所在地(申請者所在地)

補助金の支払いを受けるものを「申請者1」とする
2枚目以降、「申請者2」「申請者3」...と
番号が変更されているかを確認すること

申請者1	申請者名	〇〇〇株式会社	
	代表者等名	代表取締役 環境 太郎	
	住所	〒 〇〇〇- 〇〇〇〇	東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

(2) 申請者の業務実績に関する事項 (直近1年間の業務実績)

(単位:円)

事業報告期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
資産合計	62,446,689	売上高	68,691,358
負債合計	52,677,243	経常利益	1,373,827
純資産合計	9,769,446	当期純利益	325,402

直近の決算報告書と整合をとること

(3) 補助事業担当

☒

←共同申請の場合、本補助事業の代表担当者に丸印がついていること

会社名	〇〇〇株式会社		
部署	経営管理部施設課		
役職	施設グループ長		
フリガナ	カンキョウ 〇〇		
氏名	環境 〇〇		
住所	〒 〇〇〇- 〇〇〇〇	東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号	
TEL	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内線 〇〇〇)		
携帯電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇@×××.ne.jp		

申請者が複数の場合、「SIIとの連絡先」に該当する
代表者担当者に〇印がついているか確認すること

(注) 申請者が複数の場合は、それぞれの申請について記載し、本ページの後ろに添付すること

4. 事業実施工程

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

4. 事業実施工程

補助事業(全体)の開始及び完了予定日
開始年月日 交付決定日
完了予定年月日 平成29年1月31日

補助対象工事が完了し、かつ、補助対象工事に関わるすべての支払いが完了する日
・単年度事業は平成29年1月31日以前、
・2年度事業は、平成30年1月31日以前、
・3年度事業は平成31年1月31日以前 の日付であること

補助事業(当該年度)の開始及び完了予定日
開始年月日 交付決定日
完了予定年月日 平成29年1月31日

単年度事業は平成29年1月31日以前、
複数年度事業は平成29年2月28日以前 の日付であること

スケジュール表 <平成28年度>

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本体工事										
業者選定、契約										
建築・設備設計※										
空調設備工事										
換気設備工事										
照明設備工事										
BEMS装置工事										
太陽光発電設備工事										
試運転調整										

支払い 1/31
支払完了日(事業完了日)
を明記すること

※ 交付決定後に実施設計を行う場合

スケジュール表 <2年度以降>

複数年事業の場合、
2年度目・3年度目のスケジュールを記入

	平成 29 年度				平成 30 年度			

5-1. 資金調達計画

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

5-1. 資金調達計画

複数年度事業は、
補助事業に要する経費の内訳を年度ごとに記入する

(1) 資金調達計画

年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
補助金申請額	109,491,466			109,491,466
自己資金	51,882,734			51,882,734
借入金 (〇〇〇銀行)	30,000,000			30,000,000
合計	191,374,200	0	0	191,374,200

(注) 単年度申請は平成28年度に、複数年度申請は平成28年度、29年度、30年度に記入。

金額は全て税抜で入力し、
金額は小数点以下切り捨てとする

(2) 全体資金計画(総工費)

項 目	金額	単価(円/㎡)
総工費		
うち設備工事費		

5-2. 概略予算書<全体> (ポータル出力)

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

5-2. 概略予算書

金額は全て税抜で入力し、小数点以下
切り捨てとすること

<全体>

1/4

費目	区分	システム名	補助事業に要する 経費(円)	補助対象経費 (円)	補助対象外経費 (円)
設計費		断熱・空調・換気・照明・給湯・冷蔵/冷凍・BEMS・ 創エネ・蓄電システム・電源・コージェネ・その他を選択			0
設備費	断熱	Low-E複層ガラスの導入	34,484,200	28,037,200	6,447,000
	空調	地中熱利用高効率ヒートポンプチャラー	25,850,000	25,550,000	300,000
	空調	タスクアンビエント空調	26,450,000	25,800,000	650,000
	換気	最適自然換気	22,545,000	20,000,000	2,545,000
	照明	タスクアンビエント照明	17,155,000	13,900,000	3,255,000
	BEMS	BEMS導入	15,500,000	13,000,000	2,500,000
	創エネ	太陽光発電	5,000,000	0	5,000,000
		小計	146,984,200	126,287,200	20,697,000
工事費	断熱	Low-E複層ガラスの導入	8,140,000	7,640,000	500,000
	空調	地中熱利用高効率ヒートポンプチャラー	5,470,000	5,180,000	290,000
	空調	タスクアンビエント空調	7,650,000	6,300,000	1,350,000
	換気	最適自然換気	9,100,000	7,500,000	1,600,000
	照明	タスク・アンビエント照明	5,630,000	4,530,000	1,100,000
	BEMS	BEMS導入	7,400,000	6,800,000	600,000
	創エネ	太陽光発電	1,000,000	0	1,000,000
		小計	44,390,000	37,950,000	6,440,000
		合計	191,374,200	164,237,200	27,137,000

設備費、工事費は同
じ項目を入力

設備費のみの場合は、工事費の金額欄に0を入れる

導入するシステム名を、設備用途ごとに明確に分けて入力する
また、共通費目(仮設費・養生費等)は、各システムごとに振り分ける

・複数年度申請では2年間、3年間の合計

・経費発生項目毎に記載する

(※蓄電システムは補助対象経費全体の20%以下とすること)

%

・上記経費は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定する

・概略予算書の根拠となる設計事務所、建設業者、管工事業者、メーカー等により作成された参考見積書を添付する

・概略予算書は、参考見積書の項目・金額と整合を取る

5-2.概略予算書(エクセル様式)及び参考見積を添付すること

5-2. 概略予算書<1年目> (ポータル出力)

この書類は、補助事業ポータル(Web)に入力後、出力すること

<1年目>2/4

費目	区分	システム名	補助事業に要する 経費(円)	補助対象経費 (円)	補助対象外経費 (円)
設計費		小計	0	0	0
		複数年度事業の場合、<全体>のほかに、各年度ごとの概要予算書を作成する			
設備費					
		小計	0	0	0
工事費					
		小計	0	0	0
		合計	0	0	0

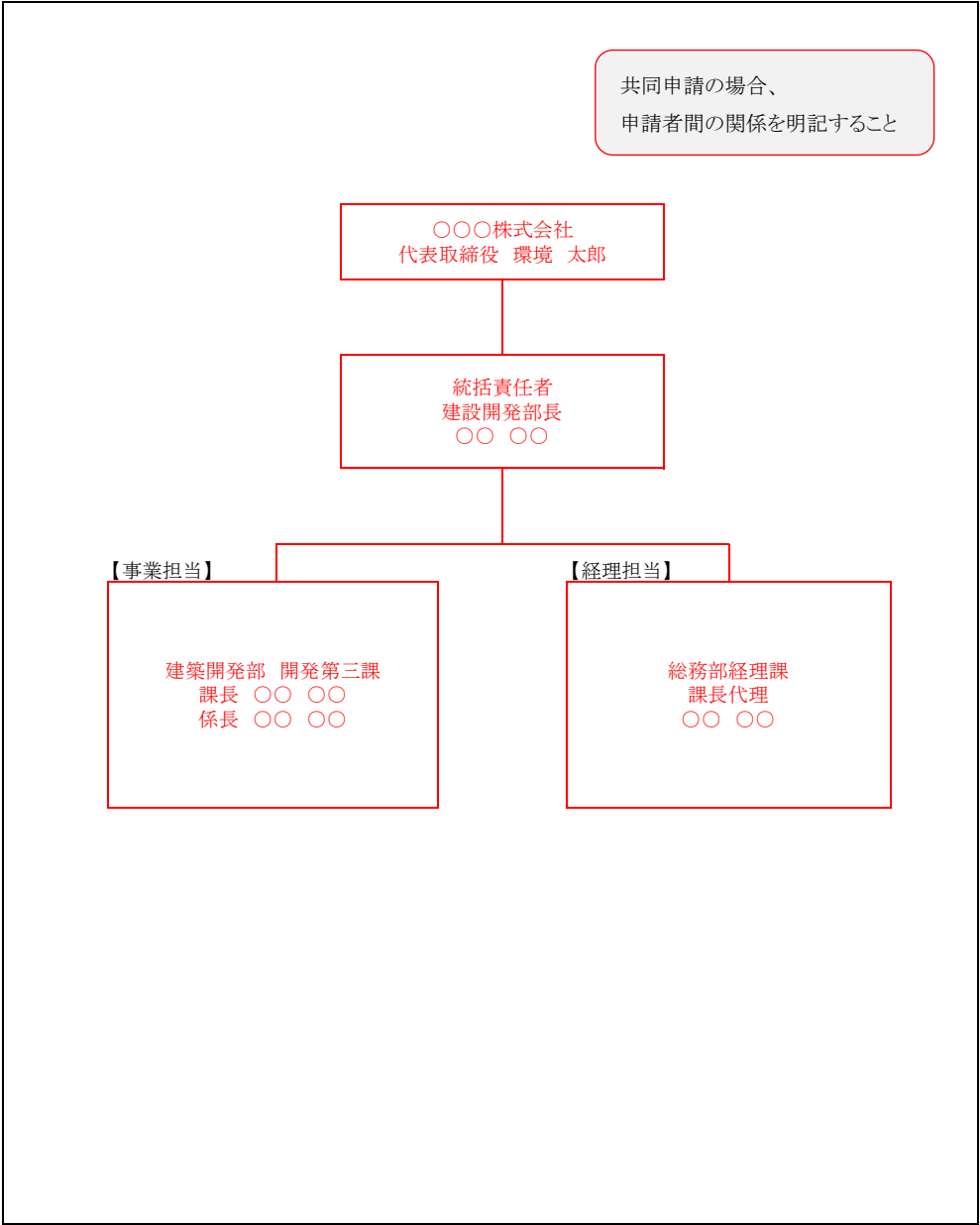
- ・経費発生項目毎に記載する
- ・上記経費は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定する
- ・概略予算書の根拠となる設計事務所、建設業者、管工事業者、メーカー等により作成された参考見積書を添付する
- ・概略予算書は、参考見積書の項目・金額と整合を取る

5-2.概略予算書(エクセル様式) 及び参考見積を添付すること

6. 補助事業実施体制

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

6. 補助事業実施体制



(注) ・組織図等で事業体制を示す。
・申請者が複数の場合は、申請者間の関係がわかるようにする。
・ESCO事業及びリース事業の場合は、申請者間の関係にその旨を明記する。
・プロポーザルコンペ事業・PFI事業の場合は、その事業体制を示す。

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

7. ZEB技術概要書

ブルダウリストに該当しない項目は自由入力可

(1/8)

平成28年〇月〇日

申請日と同じ日付を記入すること

補助事業名	〇〇ホームセンターZEB化事業
補助事業者名	〇〇〇〇株式会社 ××××株式会社 △△△△株式会社

(1) 建築物の概要

① 建築物等の名称及び所在地

建築物等の名称	〇〇ホームセンター		
建築物等の所在地	〒 000 - 0000	〇〇県××市△△3-2-1	
最寄駅からのアクセス	JR〇〇線××駅より徒歩15分		

ZEB技術概要書は、「建築物の概要」「外皮」「空調」「換気・照明他」「再エネ」「BEMS」「省エネ計算まとめ・配分額」シートへ入力すると、「印刷シート」へ自動反映されるので、「印刷シート」のみ出力する。文字は黒字とする。

以下は記入例なので、あくまで参考に留める

補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる

② 建築物等の概要

新築・既築の区別	新築	事業期間	2年度	電力会社	〇〇電力	契約電力	400	kW
築年数	年	ESCO・リース等				規模分類	10,000㎡以上	
敷地面積	29,983	㎡	建築面積	13,316	㎡	延床面積	13,397	㎡
建物用途	大分類	百貨店等	小分類	マーケット	詳細	ホームセンター	地域区分	6地域
用途別床面積	事務所等		㎡	集会所等		㎡		
	ホテル等		㎡	集合住宅等		㎡		
	病院等		㎡	工場等		㎡		
	物販店舗等		13,397	㎡	その他		㎡	
	学校等		㎡			㎡		
	飲食店等		㎡			㎡		
建築物の高さ	10	m	構造	S造	階数	地上	1	階
年間稼働日数	365	日	日平均稼働時間	16	hr/日	照明コンセント負荷	W/㎡	活動人員
ISO50001取得予定	あり		CASBEE	S	取得予定	省エネルギー性能評価の認証	Nearly ZEB	取得予定
本体	工事契約	2016	年	4	月	1	日	竣工
		2018	年	4	月	1	日	
ZEB	工事契約	2016	年	8	月	日	初年度完了日	2017
		2017	年	2	月	28	日	最終完了日
		2018	年	1	月	31	日	
設計者	法人名称	〇〇設計			代表者名	丸山凸男	事業内容	設計
	住所	〒 000 - 0000	東京都港区〇〇					
施工工事	法人名称	△△建設			代表者名	三角丸夫	事業内容	建設業
	住所	〒 000 - 0000	東京都台東区▽△					

面積(㎡)は、小数点2位未満を切り上げとする

該当しない欄や不明の欄は空白のままとする。

③ 建築物のエネルギー特性(既築は現状を含め記述)

近隣に建築物が無いため、日照時間が長い利点を活かした大型の太陽光発電設備を導入するとともに、昼光の利用を図る。	
---	--

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

(2) ZEB実現のコンセプト 補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる (2/8)

ホームセンターの特性を踏まえた断熱や、高効率空調や全熱交換器、制御付きLEDの採用、昼光利用や自然通風などのパッシブな設計、太陽光パネルによる二重屋根化などにより大幅な省エネを行う。それに加え、メガソーラーを屋上一面に設置し大幅なエネルギー削減を実現する。

「印刷シート」より印刷する

以下はZEB技術概要書の各頁から自動反映されるので、各ページにおいて適切な用語をプルダウンで選択する。

(3) 設備状況

外皮	外壁 i	グラスウール	100mm	屋根 i	グラスウール	100mm
	窓	Low-Eペアガラス 高性能窓				
内部発熱の削減						
空調	熱源方式	個別方式	機器	EHP		
	システムⅠ					
	システムⅡ	全熱交換器 外気冷房 CO2センサー制御				
機械換気	機器	内容を確認し、過不足があれば入力を見直す				
	システム					
照明	機器	LED				
	システム	在室検知 適正照度 昼光連動 タイムスケジュール タスク・アンビエント照明				
	昼光利用	トップライト ミラー集光装置 採光クロス 採光窓フィルム				
給湯	熱源方式					
	システム					
再生可能エネルギー等		太陽光発電 風利用 トップランナー変圧器				
BEMS	集中検針 データ出力機能 タイムプログラム制御 最適起動停止制御 節電運転制御 一覧出力 日・月・年報の表示・出力 トレンドグラフ表示 / 機器履歴管理 稼働実績管理 警報データ管理 最適化制御 見える化 エネルギー消費分析管理 / エネルギー利用算定計画					
	設備間統合制御システム チューニング等運用時への展開					

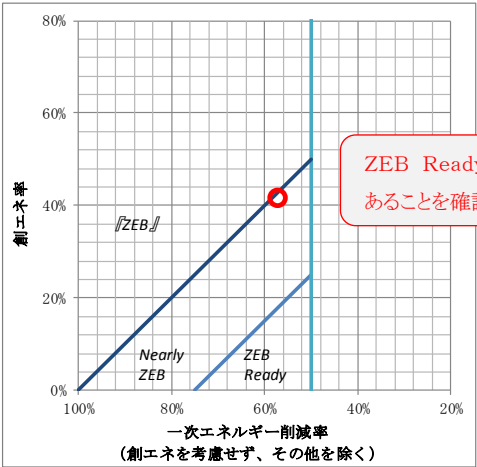
内容を確認し、過不足があれば入力を見直す

自動反映される

(4) エネルギー性能評価

PAL*評価	
基準値	710
設計値	639
低減率	10.0%

一次エネルギー消費 評価		
	削減率	原単位 (MJ/㎡)
その他を含む	64.5%	1,105
その他を除く	98.5%	30
創エネを考慮せず その他を除く	57.0%	-
創エネのみ	41.5%	-
評価	Nearly ZEB	



ZEB Ready以上であることを確認する

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

(5) 建築物の熱負荷の低減

(3/8)

補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる

①建築物の形状、配置及び断熱の説明

敷地面積に余裕がある郊外型の立地を活かし、折半屋根の大半をPVで覆い屋根の二重化とともに、断熱を強化する。開口率を小さく取り、100mmのグラスウールによる断熱やLow-Eペアガラスの採用、高性能窓を導入する。

「印刷シート」より印刷する

ブルダウンリストに該当しない項目は自由入力可

②外壁及び屋根の断熱

	断熱材	厚さ(mm)	熱貫流率(W/m ² ・K)	新・既	備考
外壁 i	グラスウール	100	0.04	新規	東西南北
ii					
iii					
iv					
屋根 i	グラスウール	100	0.04	新規	全面
ii					
iii					
iv					

既築の場合は既存設備も記入する

③窓・ガラスの断熱

	日射遮蔽および断熱	ガラスの構成	サッシ	熱貫流率(W/m ² ・K)	日射熱取得率	新・既	備考
i	Low-Eペアガラス	6-Ar12-6		1.6	0.4	新規	遮熱高断熱タイプ、Ar封入
ii	高性能窓	6-Ar12-6	樹脂	1.9	0.4	新規	南面の一部に採用
iii							
iv							
v							

ガラスの場合ガラスの性能、窓の場合は窓の性能を記入する

開口率(%)

④緑化

地上部の樹木植栽面積(A)(㎡)		建築物上の樹木、芝、草花等の面積(B)(㎡)		総緑化面積(A+B)(㎡)	
敷地面積(C)(㎡)		敷地緑化率(A+B)/C(%)			

⑤PAL*(MJ/m²・年)

地域区分	基準値	設計値	低減率	バリエーター面積(㎡)	BPI
6地域	710	639	10.0%	14,815.9	0.90

(6) 内部発熱の削減

内部発熱の削減の説明(システム名、能力・規模、内容)

システム名		能力・規模	
内容			

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式内

(7) 省エネシステム (4/8)

①-1空調(熱源) 補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる

空調に関する説明

「印刷シート」より印刷する

効率がトップクラスの機器を採用し、エリア別温度センサーやスケジュール管理を行う。

プルダウンリストに該当しない場合は自由入力可

i 熱源方式 個別方式

ii システム I					

iii 仕様					
空調面積(m ²)	冷熱源(kW)	(kW/ m ²)	温熱源(kW)	(kW/ m ²)	新・既

iv 機器構成					新・既
EHP					新規
台数	30				

v コージェネ					
形式	総発電容量(kW)	台数	総発電効率(%)	総発電容量/ 契約電力	新・既
排熱利用	排熱利用率(%)	排熱利用先	総合効率(%)		

vi 蓄熱					
形式	設置	蓄熱容量(m ³)	蓄熱量(MJ)	ピーク負荷日の 夜間移行率(%)	新・既

vii その他

①-2空調(二次側)

i 設備概要

全熱交換器により排熱を有効に回収し、外気冷房やCO2センサー制御により効率化を図る。

ii システム II					新・既
全熱交換器	外気冷房	CO2センサー制御			新規

iii 搬送動力低減システム					新・既

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式内

(5/8)

②機械換気

補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる

機械換気に関する説明

「印刷シート」より印刷する

全熱交換器は空調の2次側に入力する

プルダウンリストに該当しない項目は自由入力する

i 設備の概要

新・既

--	--	--	--	--	--

ii システム構成

新・既

--	--	--	--	--	--

③照明

照明に関する説明

腰屋根を利用した自然採光と、トップライト集光装置。また、昼光連動制御によるLEDを約〇〇台導入し、在室検知やタイムスケジュール制御も加え高効率を図る。窓には採光フィルムや室内天井に採光クロスも採用する。

i 設備の概要

新・既

LED					新規
-----	--	--	--	--	----

ii システム構成

新・既

在室検知	適正照度	昼光連動	タイムスケジュール	タスク・アンビエント照明	新規

iii 昼光利用

新・既

トップライト	ミラー集光装置	採光クロス	採光窓フィルム		新規
--------	---------	-------	---------	--	----

④給湯

給湯に関する説明

i 熱源方式

給湯温度(℃)

新・既

--	--	--	--	--	--

ii 設備・システム

新・既

--	--	--	--	--	--

⑤昇降機

昇降機に関する説明

i 設備の概要

新・既

--	--	--	--	--	--

ii 制御システム構成

新・既

--	--	--	--	--	--

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式内

(8) 再生可能エネルギーの利用等 補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる (6/8)

再生可能エネルギー等に関する説明

「印刷シート」より印刷する

PV(メガソーラー)や風を利用したシステムなどのパッシブなエネルギーを活用する。
腰屋根を使用し、室内の気流を確保し、ナイトバージを行う。
トップランナー変圧器を導入する。

ブルダウリストに該当しない項目は自由入力可

①太陽エネルギー利用システム

i	太陽光発電設備 (kW)	設置面積(m ²)	利用量(GJ/年)	利用形態	新・既
	1,235	7,600	11,447	全量充電	新規
ii	太陽熱システム (kW)	設置面積(m ²)	利用量(GJ/年)	利用形態	新・既

②風を利用したシステム

			新・既
2方向以上への開口	自動制御により開口部の開閉を行う自然換気		新規
開口部と換気塔との連携	ナイトバージ		新規

③パッシブソーラーシステムの利用

--

④地中熱の利用

i	地中熱システム (kW)	設置面積(m ²)	利用量(GJ/年)	利用形態	新・既
ii	その他				新・既

⑤バイオマスの熱源利用

i	バイオマスシステム (kW)	利用形態	利用量(GJ/年)	利用設備(燃料)	新・既

⑥蓄電池利用

i	蓄電池システム (kW)	利用形態		種類	新・既

⑦エネルギー利用効率化システム以外の創エネルギー

種類	能力(kW)	利用量(GJ/年)	利用形態	新・既
				新規

⑧その他(未利用エネルギー活用、変圧器の採用など)

トップランナー変圧器

⑨地域における省エネに関する説明

--

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

(9) エネルギー管理

①エネルギー管理計画

補助事業ポータルに入力した内容と整合をとる

(7/8)

「印刷シート」
より印刷する

プルダウンリストに該当しない項目は自由入力可

i 管理方針

エネルギー利用状況を把握し、PDCAサイクルを回し、社員の啓発による省エネ意識の高揚を図る。

ii 計量方針

各フロア毎に、設備区分別の利用状況を把握し、コンセント負荷を別に計算する。EHPについてはエリアごとに利用効率を算定する。

iii 実施方法

1回/月の検討会を実施することにより、問題点を把握し、改善策を立案、実施する。コンサルタントのアドバイスを受け、最新の管理技術を導入し、効率化を図る。

iv 管理体制

管理部の責任において、子会社の〇〇ビルサービス、凸凹コンサルティングの助言を受ける。

②BEMS

BEMSに関する説明

管理点数100

BEMSで蓄積した日報、月報などのデータから空調制御の改善や、LED照明と昼光センサーによる制御のチューニングを行う。また、PDCAを回すことによりチューニングの精度を向上させる。

i 基本的制御、監視(データ収集、省エネプログラム)

新・既

集中検針	データ出力機能	タイムプログラム制御	最適起動停止制御	節電運転制御	新規
一覧出力	日・月・年報の表示・出力	トレンドグラフ表示			新規

ii 拡張機能(維持管理、応用制御、分析・管理等)

新・既

機器履歴管理	稼働実績管理	警報データ管理	最適化制御	見える化	新規
エネルギー消費分析管理					新規

iii システム制御技術・その他

説明

新・既

設備間統合制御システム	空調・照明優先度選択制御	新規
チューニング等運用時への展開	ASP活用により、建物を長期間運用	新規

③エネルギー利用効率の算定計画

i 設備区分

対象機器

範囲

熱源設備エネルギー消費効率	EHP	エリアごと

ii その他の性能把握調査

iii エネルギー管理業者の活用

あり

業者名凸凹コンサルティング

66

7. ZEB技術概要書

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

(10) 省エネルギー計算のまとめ

(8/8)

「印刷シート」より印刷する

補助事業ポータルからの出力 (8/8のみ) も提出する

算定方法
建築物エネルギー消費性能基準等

【赤枠内の数値を補助事業ポータルに入力してください。】

設備用途区分		基準 一次エネルギー消費量 MJ/年 (EsT)		設計 一次エネルギー消費量 MJ/年 (ET)		削減量 MJ/年	削減率	BEI
空調		17,546,561	EsAC	8,654,725	EAC	8,891,836	50.6%	0.50
換気		139,236	EsV	50,197	Ev	89,039	63.9%	0.37
照明		9,139,726	EsL	1,911,475	EL	7,228,251	79.0%	0.21
給湯		468,195	EsW	1,094,189	Ew	-625,994	-133.7%	2.34
昇降機		0	EsEV	0	EEV	0	0	0
エネルギー利用 効率化設備	太陽光発電	0	-	-11,312,353	Es1	11,312,353	-	-
	全量自家消費							
	コージェネ	0	-	0	Es2	0		
その他		14,395,756	Em	14,395,756	Em	0	-	-
合計	太陽光発電と その他を含む	41,689,474	-	14,793,989	-	26,895,485	64.5%	0.36
	太陽光発電を含む その他を除く	27,293,718	-	398,233	-	26,895,485	98.5%	0.02
	太陽光発電を考慮せず その他を除く	27,293,718	-	11,710,586	-	15,583,132	57.0%	0.43

マイナスの値

(MJ/㎡・年)	基準原単位	設計原単位
その他を含む	3,112	1,105
その他を除く	2,038	30

申請には50.0%以上が
必須条件となる

費用対効果 (¥/GJ・年)	補助事業に 要する経費	補助対象経費
	14,468	11,407

ZEB技術概要書の各頁を入力すると
自動反映される

補助事業に関する配分類

	事業全体	
	補助事業に要する経費	補助対象経費
設計費	0	0
設備費	195,867,543	189,360,541
工事費	193,231,324	117,430,638
合計	389,098,867	306,791,179

(別添1)システム概念図

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

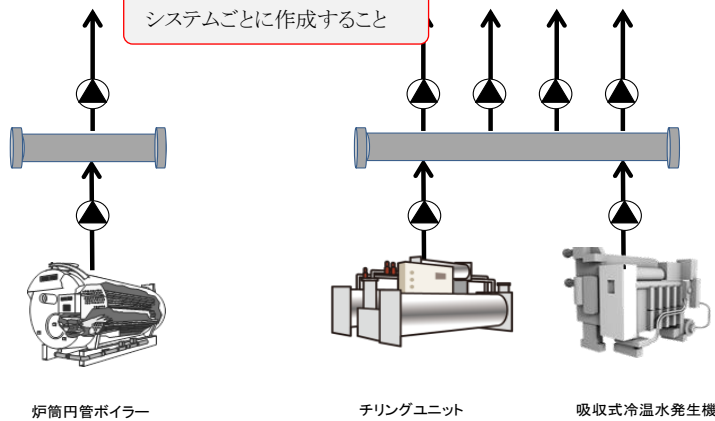
(別添1)

システム概念図

A4・カラー印刷すること

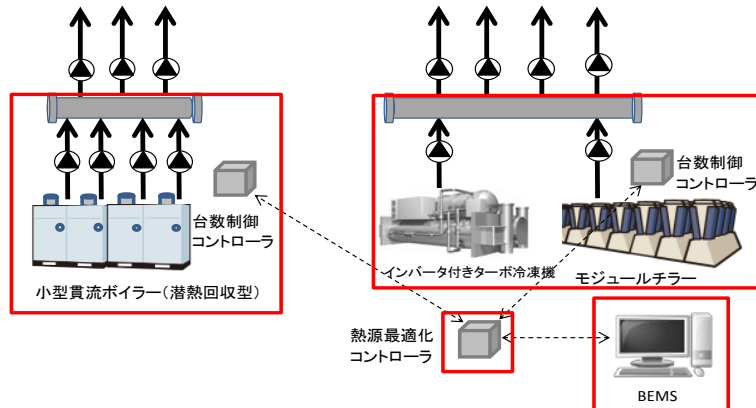
システム名: 高効率熱源システム

導入前



導入後

補助対象設備は「赤」でマーキングする
複数年度事業は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑
で色分けし、マーキングする



- (注)
- ・補助対象は赤でマーキングし、省エネシステムのほかにシステム制御技術についても記入する。
 - ・既存システムのままの場合には、「導入前」に記入し、「導入後」は記入しない。
 - ・新築は、「導入後」欄を拡大して記入する。

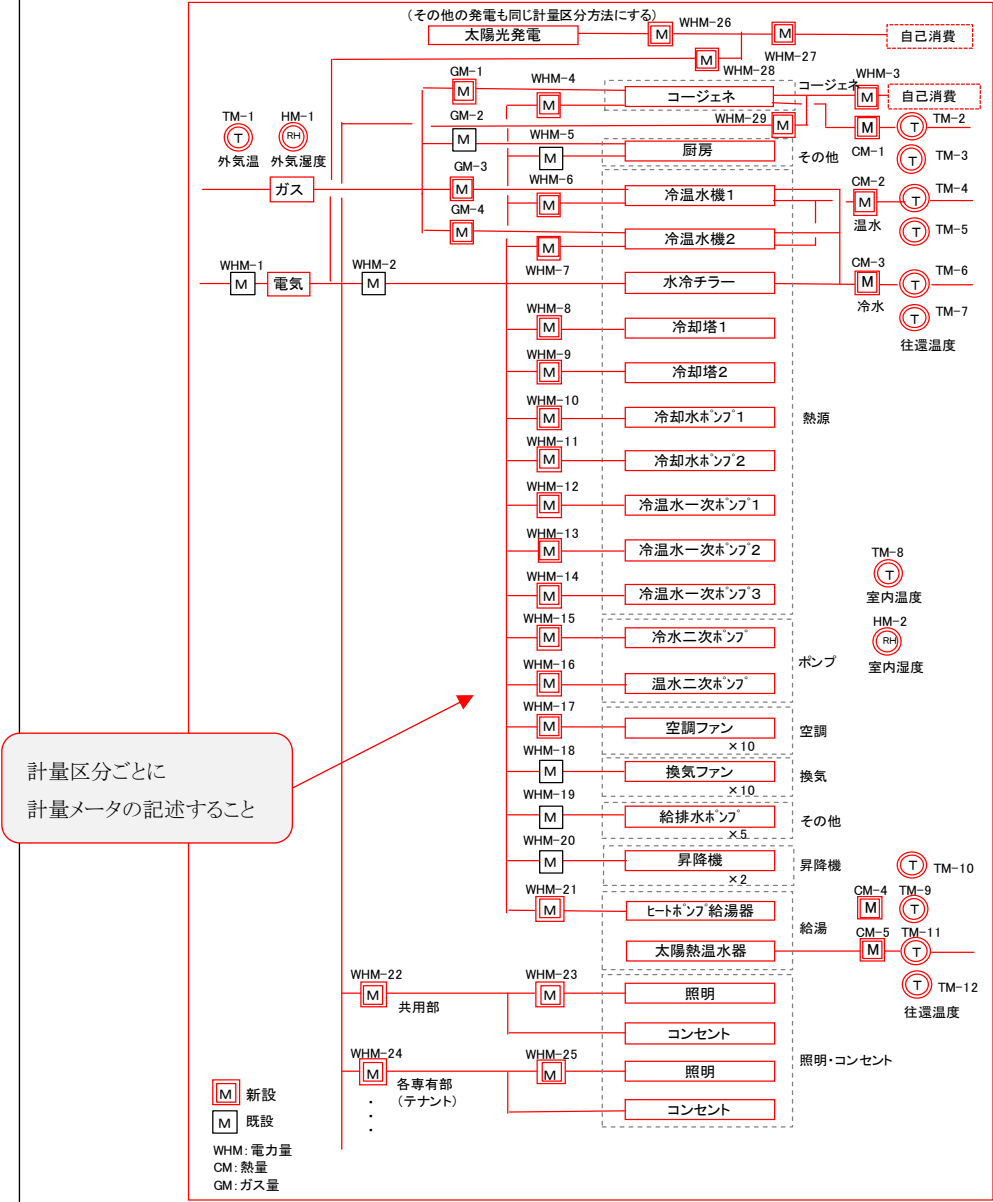
(別添2)エネルギー計量計画図

この書類は、エクセル様式をもとに作成すること

(別添2)

エネルギー計量計画図

A4・カラー印刷すること



(注) ・熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明・コンセント等の計量区分ごとにエネルギー計算できること。
・効果測定ができる計量・計測を行う。
・エネルギー計量は上記によるが、事業の状況に応じて実施内容を充実させる。

8. 參考資料

8 参考資料

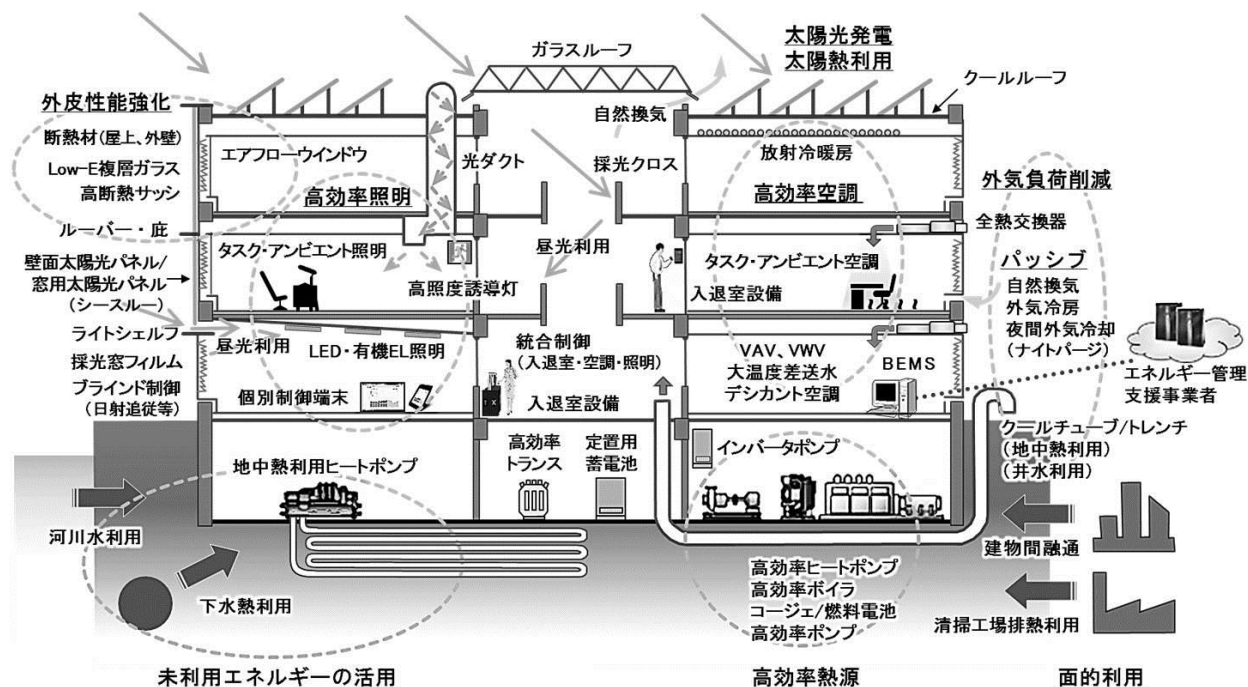
ZEBの実現に資する省エネ技術やBEMSの事例について、参考のため以下に記載する。

下記図表はZEBの実現に資する省エネ技術の事例であり、補助対象の可否を示すものではないので注意すること。

8-1 ZEBの実現に資する省エネ技術

項目		内容
1. 建物(外皮)性能の向上		建物の断熱性能を向上させ、日射を抑制する。
2. 内部発熱の削減		建物内部から発生する熱負荷の低減。
3. 省エネシステム・ 高性能設備機器の導入	空調	再生可能・未利用エネルギー利用や高効率化した空調設備、その組み合わせシステム。
	換気	自然エネルギーを利用したシステムや、センサ技術の組み合わせ。
	照明	自然光利用や高度な省エネ効率を持った機器や、センサ技術の組み合わせ。
	給湯	再生可能エネルギー利用や高効率化した給湯設備や、その組み合わせやシステム。
4. 創エネルギーの導入・その他		ZEB実現に向けての創エネルギー(太陽光(PV)、風力、地熱等)及び蓄電システム、コージェネ等の導入。

ZEBの概念図



8-2 ZEB構成要素の例

下記表はZEBの構成要素の事例であり、補助対象の可否を示すものではないので注意すること。

項目		設備・システム例
1.建物(外皮)性能の向上		高断熱・高気密建物(木造)、 高性能遮熱断熱サッシ(Low-E複層ガラス、ガス封入、エアフローウインドウ)、 日射追従型ルーバー、太陽電池一体型ルーバー、日射追従型ブラインド、 ダブルスキン(遮熱・自然換気)、 屋外緑化(屋上緑化/ビオトープ、壁面緑化)、 雨水貯留槽の気化熱利用、蒸散効果利用(外壁散水、屋上散水、ドライミスト)
2.内部発熱の削減		スマートネットワーク(オフィスの先進的なIT化)、 クラウド化によるOAエネルギーの削減、直流電源化(コンバータ熱ロス削減)、 サーバの省電力化
3.省エネシステム・高性能機器設備の導入	空調	再生可能・未利用エネルギーヒートポンプシステム、 タスク&アンビエント空調システム、放射空調による省エネ及び快適性維持、 快適指標(PMV等)制御による空調システム、コアンダ空調(ダクトレス空調)、 デシカント空調(顕熱冷房・排気再生型)、 高機能蓄熱システム(氷、潜熱、スラリー)、 ヒートリカバリー空調、雪氷利用空調システム、フリークーリングシステム、 高効率統合熱源システム(高効率熱源機器+最適制御)、 全熱交換器システム(バイパス制御)、中間期の外気による空調、 ナイトバージ(夜間外気利用)、クール&ヒートチューブ(地中熱利用)
	換気	人感・温度・CO ₂ ・COセンサ利用による換気システム、 自然換気システム(煙突効果利用、ソーラーチムニー)、
	照明	自然採光システム(光ダクト、ミラー集光装置付トップライト、ライトシェルフ、 昼光採光フィルム、アトリウム等)、 調光制御を利用した高効率照明器具(LED、有機EL)、 タスク&アンビエント照明システム、デジタル個別照明制御システム
	給湯	再生可能エネルギー利用ヒートポンプ給湯システム(地中熱、河川、井水等)、 未利用エネルギー利用廃熱回収システム(温泉熱等)、 未利用エネルギー利用ボイラ(廃タイヤ・木材ペレット等の使用)、 太陽熱利用+ヒートポンプハイブリット給湯システム
4.創エネルギーの導入・その他		太陽光発電、風力発電、地熱発電、マイクロ水力発電、蓄電システム、 コージェネシステム(燃料電池含む)

8-3 BEMS

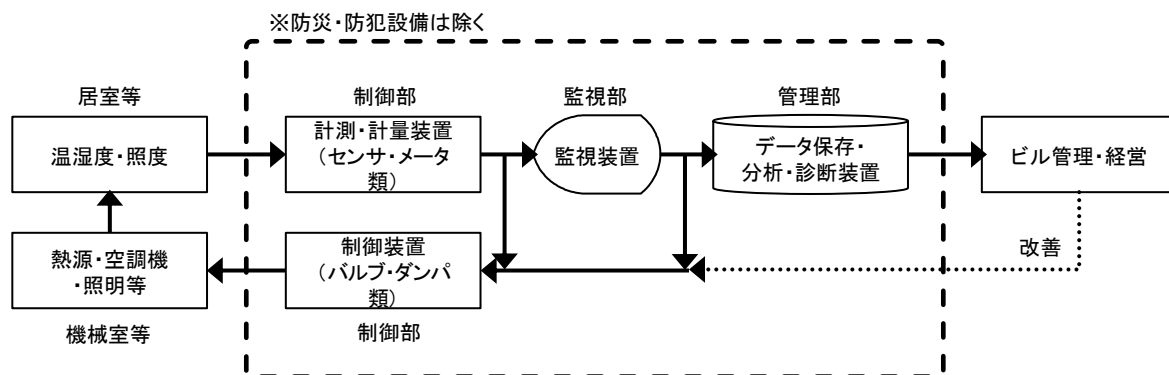
BEMSとは、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ室内環境に応じた機器または設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムをいう。

BEMSは計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置等で構成される。

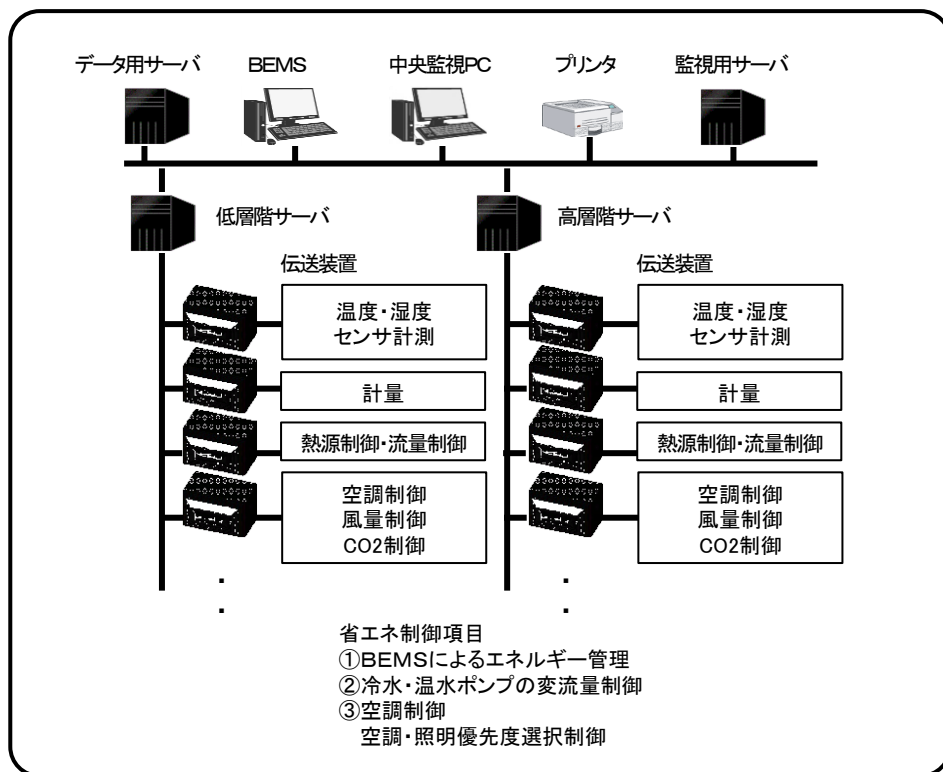
BEMSの運用及び省エネルギー計画や実施体制等について実施計画書を作成し、運用にあたっては成果の自己評価を行う等、PDCAを展開することが重要である。

(1) 補助対象設備

下図の点線の範囲で示されるBEMS等



(2) BEMSの事例



(3) システム制御技術

BEMSの導入に当たっては、機器個別の制御を行うのみならず機器の連携や建物全体を最適化する制御を行うことにより、建物負荷の変動に対応した省エネルギーと快適性、生産性を両立する制御を行うことが望ましい。

	システム制御技術	特徴	制御内容例
①	設備間統合制御システム	空調・照明＋IT設備機器を組み合わせ、最小のエネルギーで建物空間の質を維持する。	照明連動空調制御 (照明の節電を代償に空調を快適化する制御)
			空調機と熱源ポンプ統合制御 (空調負荷または制御情報利用)
②	設備と利用者間連携制御システム	利用者の利用状況に応じて空調・照明等の設備の稼働を制御する。	設備と利用者間連携制御システム 入退室連携空調、照明停止制御 タスク・アンビエント照明・空調制御
③	負荷コントロール	高度な負荷追従制御や予測制御、自然エネルギーの活用による建物自体の負荷制御により機器の効率運転を行う。	(高度制御) シミュレーション、学習機能による熱源機最適運転パターン制御(最高効率運転・最小エネルギー・運転コスト等)
			(高度制御) 風量総和VAV制御システム(負荷減少時に全体又はゾーンごとの必要風量総和を維持しつつ部分的にVAVを全閉)
			(高度制御) 気象予報データ利用、負荷予測による始動時刻、蓄熱量など最適化制御
			(パッシブ制御) 外気利用制御(外気冷房、ナイトパージ、フリークーリング)
④	建物間統合制御システム	複数建物間でのエネルギーの面的な利用により設備を効率的に利用する。	建物間で相互熱利用、熱の融通等
⑤	チューニング等運用時への展開	建物環境の変化に応じた最適な条件で建物を長期間運用・維持する。(クラウドサービス含む)	ESP等外部エネルギーサービス事業者の利用 クラウドBEMS等外部インフラの利用
⑥	運転管理		タイムスケジュール制御
			入退室連携制御
			室内温湿度条件の緩和等
			機器の運転効率管理による改善